

第17回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年6月21日(金曜日)
午前10時(午前9時開場予定)

開催
場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館2階 孔雀の間
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)

目次

第17回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
議案および参考事項	
〈会社提案〉	
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件	
〈株主提案〉	
第5号議案 林田英治代表取締役の解任	
●提供書面	
事業報告	39
連結計算書類	67
計算書類	71
監査報告書	73

株主総会にご出席いただけない場合

書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



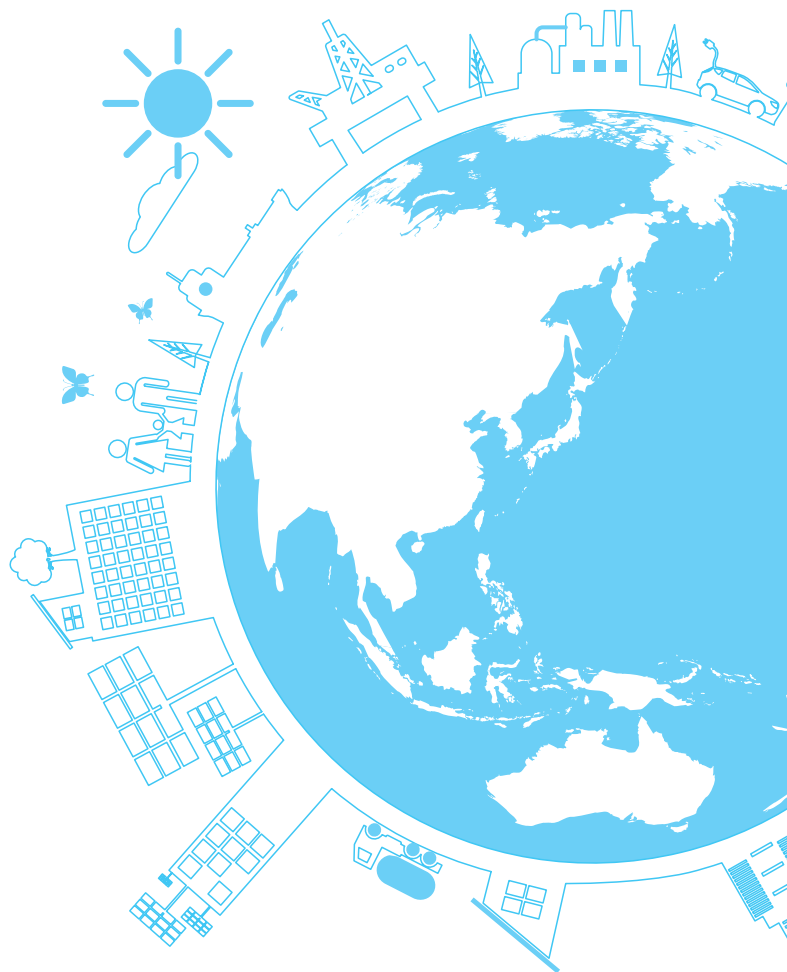
書面
議決権行使期限

2019年6月20日(木曜日)
17時30分到着



インターネット等
議決権行使期限

2019年6月20日(木曜日)
24時まで



本招集ご通知の主要なコンテンツをスマートフォン・タブレット端末から簡単にご覧いただける「ネットで招集」サービスを導入しております。こちらからも議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。左のQRコードまたは以下のURLよりアクセスください。
<https://s.srdb.jp/5411/>



ジェイ エフ イー ホールディングス 株式会社

JFE

2019年6月5日

株主各位

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
ジェイエフイーホールディングス株式会社
代表取締役社長 柿木 厚司

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



〔書面により議決権を行使される場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、

2019年6月20日（木曜日）17時30分まで

に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。



〔電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合〕

後記4頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」に従って、

2019年6月20日（木曜日）24時まで

に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	2019年6月21日（金曜日）午前10時（午前9時開場予定）
2	場所	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 本館2階 孔雀の間（末尾記載のご案内図をご参照ください。）

3	目的事項	<p>報告事項 1. 第17期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第17期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項 〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉</p> <p>第1号議案 剰余金の配当の件</p> <p>第2号議案 取締役8名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役1名選任の件</p> <p>第4号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件</p> <p>〈株主提案（第5号議案）〉</p> <p>第5号議案 林田英治代表取締役の解任</p>
4	招集にあたっての その他 決定事項	<p>(1) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。</p> <p>(2) 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</p> <p>(3) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</p>

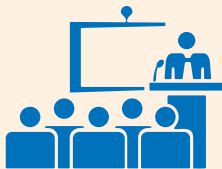
以上

- ◎議決権の代理行使につきましては、定款の定めにより、議決権を有する他の株主の方1名様に委任する場合には限られておりますので、ご了承ください。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款の定めにより、当社ホームページに掲載しておりますので、提供書面には含まれておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部です。
- ◎株主総会参考書類および提供書面に修正すべき事項が生じた場合には、法令の定めにより、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。

当社ホームページ <https://www.jfe-holdings.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2019年6月21日(金曜日)
午前10時(開場:午前9時予定)

株主総会にご出席いただけない場合



書面

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2019年6月20日(木曜日)
17時30分到着



インターネット

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にて、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2019年6月20日(木曜日)
24時

詳細は次ページをご覧ください

▶こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- ▶ 賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印

第2号議案

- ▶ 全員賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対の場合 ⇒ **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第5号議案

- ▶ 株主提案に反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印
当社取締役会は、株主提案に反対しております。
- ▶ 株主提案に賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印

The image shows a sample of the '議決権行使書' (Proxy Form). It includes a QR code for smartphone access and a table for marking '賛' (Agree) or '否' (Disagree) for various proposals. The table has columns for '議案番号' (Proposal No.), '賛成' (Agree), and '反対' (Disagree). There are also instructions for marking specific candidates for opposition in proposal 2.

- ・スマートフォンによる議決権行使はこちらに記載のQRコードをお読み取りいただき、「スマートフォン行使」へアクセスくださいますようお願い申し上げます。
- ・裏面には、パソコン等による議決権行使で必要となる「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

スマートフォンによる方法（スマート行使）

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

パソコン等による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

ご注意

- (1) 行使期限は**2019年6月20日（木曜日）24時**までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが左記「パソコン等による方法」に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先（平日 9：00～21：00）
- (2) 左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先（平日 9：00～17：00）

 **0120-768-524**

 **0120-288-324**

【議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～】

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要経営課題のひとつに掲げており、グループ全体として持続性のある高収益体質の確立を図り、成長に向けた投資への対応と財務体質の改善を行ないつつ、積極的に配当を実施することを基本方針といたしております。

当期末の剰余金の配当につきましては、上記基本方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額 28,831,526,450円

なお、中間配当として1株につき金45円をお支払いしておりますので、当期の年間を通じた剰余金の配当は1株につき金95円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月24日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となりますので、改めて社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、社外取締役を委員長とし過半数を社外役員で構成する指名委員会における審議および答申に基づき取締役会にて決定したものであります。本議案が原案どおり承認された場合、引き続き取締役の3分の1以上が当社の「社外役員独立性基準」を満たす社外取締役となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者 番号	氏名 (年齢)	当社における現在の地位および担当	主要な兼職	取締役会出席状況 (2018年度)
1	かきぎ こうじ 柿木 厚司 (満66歳) 再任	代表取締役社長 CEO(最高経営責任者)	—	12回/12回 (100%)
2	きたの よしひさ 北野 嘉久 (満61歳) 新任	—	JFEスチール(株) 代表取締役社長	—
3	てらはた まさし 寺畑 雅史 (満59歳) 新任	執行役員副社長 CFO(最高財務責任者) 総務部、企画部、IR部および 財務部の統括	JFEスチール(株) 取締役	—
4	おだ なおすけ 織田 直祐 (満66歳) 再任	取締役	JFE商事(株) 代表取締役社長	12回/12回 (100%)
5	おおした はじめ 大下 元 (満61歳) 再任	取締役	JFEエンジニアリング(株) 代表取締役社長	12回/12回 (100%)
6	よしだ まさお 吉田 政雄 (満70歳) 再任 社外 独立役員	社外取締役	古河電気工業(株) 特別顧問	12回/12回 (100%)
7	やまもと まさみ 山本 正巳 (満65歳) 再任 社外 独立役員	社外取締役	富士通(株) 取締役会長	12回/12回 (100%)
8	けもりのぶまさ 家守 伸正 (満68歳) 再任 社外 独立役員	社外取締役	住友金属鉱山(株) 相談役	9回/9回 (100%)

(注) 1. 各候補者の年齢は、本総会時のものです。

2. 家守伸正氏は、昨年の定時株主総会（2018年6月21日開催）において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が異なります。

候補者番号 **1** 柿木厚司 (かきぎ こうじ)

再任

指名委員会委員

報酬委員会委員



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月 川崎製鉄株式会社入社	2015年 4月 同社代表取締役社長
2007年 4月 JFEスチール株式会社常務執行役員	2015年 6月 当社代表取締役
2010年 4月 同社専務執行役員	2019年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役社長退任
2012年 4月 同社代表取締役副社長	当社代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

公益財団法人JFE21世紀財団理事長

執行役員の分担

CEO(最高経営責任者)

取締役候補者とした理由

柿木厚司氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における人事・労政部門の業務に加え、執行役員として総務・法務・経理・財務・購買等の経営管理部門の任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、JFEスチール株式会社の代表取締役社長としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は当社の代表取締役社長として当社グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

- 生年月日
1953年5月3日生 (満66歳)
- 所有する当社株式の数
35,500株
- 取締役就任年数(本総会最終時)
4年
- 取締役会出席状況(2018年度)
12回/12回(100%)

候補者番号 **2** 北野嘉久 (きたの よしひさ)

新任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月 川崎製鉄株式会社入社	2018年 4月 同社代表取締役副社長
2011年 4月 JFEスチール株式会社常務執行役員	2019年 4月 同社代表取締役社長 (現任)
2014年 4月 同社専務執行役員	

重要な兼職の状況

JFEスチール株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

北野嘉久氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における製鋼・生産管理部門の業務に加え、執行役員として各製鉄所・製造所および海外事業の統括、経営企画ならびにIT等の任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。現在は同社の代表取締役社長として最先端技術による成長戦略の推進、製造実力の強靱化等に積極的に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

- 生年月日
1958年2月20日生 (満61歳)
- 所有する当社株式の数
9,004株

候補者番号

3

寺畑 雅史 (てらはた まさし)

新任



- 生年月日
1959年10月31日生 (満59歳)
- 所有する当社株式の数
8,700株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月	川崎製鉄株式会社入社	2018年 3月	当社専務執行役員退任
2012年 4月	当社常務執行役員 JFEスチール株式会社常務執行役員	2018年 4月	JFE商事株式会社取締役退任 JFEスチール株式会社代表取締役副社長
2015年 4月	当社専務執行役員 JFEスチール株式会社専務執行役員	2019年 4月	当社執行役員副社長 (現任) JFEスチール株式会社取締役 (現任)
2016年 4月	JFE商事株式会社取締役		

重要な兼職の状況

JFEスチール株式会社取締役
公益財団法人JFE21世紀財団専務理事

執行役員 の 分担

CFO (最高財務責任者)
総務部、企画部、IR部および財務部の統括

取締役候補者とした理由

寺畑雅史氏は、総務・法務部門の業務および当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における人事・労政部門の業務に加え、同社の執行役員として経理・財務・購買等の経営管理部門の任務を通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、JFEスチール株式会社の代表取締役副社長としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は当社の執行役員副社長として当社グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組むとともに、JFEスチール株式会社の非常勤取締役として同社の経営管理に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号

4

織田 直祐 (おだ なおすけ)

再任



- 生年月日
1953年6月3日生 (満66歳)
- 所有する当社株式の数
15,300株
- 取締役就任年数(本総会終結時)
2年
- 取締役会出席状況(2018年度)
12回/12回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月	日本鋼管株式会社入社	2016年 4月	同社代表取締役副社長退任 JFE商事株式会社代表取締役社長(現任)
2007年 4月	JFEスチール株式会社常務執行役員		
2010年 4月	同社専務執行役員	2017年 6月	当社取締役(現任)
2012年 4月	同社代表取締役副社長		

重要な兼職の状況

JFE商事株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

織田直祐氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における自動車用鋼材の営業に関する業務に加え、執行役員として営業部門の統括任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、同社の代表取締役副社長としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は当社グループの中核企業であるJFE商事株式会社の代表取締役社長として国内収益基盤の強化、海外事業拡大等に積極的に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号

5

大下 元 (おおした はじめ)

再任



- 生年月日
1957年9月11日生 (満61歳)
- 所有する当社株式の数
9,500株
- 取締役就任年数(本総会終結時)
2年
- 取締役会出席状況(2018年度)
12回/12回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月	日本鋼管株式会社入社	2016年 4月	同社代表取締役専務執行役員
2012年 4月	JFEエンジニアリング株式会社常務執行役員	2017年 3月	同社代表取締役社長(現任)
2014年 4月	同社専務執行役員	2017年 6月	当社取締役(現任)
2015年 4月	同社取締役専務執行役員		

重要な兼職の状況

JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

大下元氏は、当社グループの中核企業であるJFEエンジニアリング株式会社における経営企画、経理・財務関連の業務に加え、執行役員として国内および海外事業の統括等の幅広い任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、同社の代表取締役専務執行役員としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は同社の代表取締役社長として国内収益基盤の強化、海外事業拡大等に積極的に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号

6

吉田政雄 (よしだ まさお)

再任

社外

独立役員

指名委員会委員



- 生年月日
1949年2月5日生 (満70歳)
- 所有する当社株式の数
8,500株
- 社外取締役就任年数(本総会終結時)
4年
- 取締役会出席状況(2018年度)
12回/12回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年 4月	古河電気工業株式会社入社	2016年 4月	古河電気工業株式会社取締役会長
2006年 6月	同社専務取締役兼執行役員専務	2017年 4月	同社取締役
2008年 6月	同社代表取締役社長	2017年 6月	同上退任
2012年 4月	同社代表取締役会長		同社相談役
2015年 6月	当社取締役 (現任)	2018年 7月	同社特別顧問 (現任)

重要な兼職の状況

古河電気工業株式会社特別顧問
古河機械金属株式会社社外取締役
東京センチュリー株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

吉田政雄氏は、古河電気工業株式会社の経営者として長年活躍され、銅を始めとする幅広い素材技術を核とした事業経営や新規事業の開拓、および事業の再編やグローバル展開を推進されるなど製造業の経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社におきましては、こうした同氏の深い知見と卓越した見識に加え、当社の社外取締役に就任以降の実績から、同氏が引き続きガバナンス強化の役割を担う当社の社外取締役として適任と判断したものであります。

特記事項

1. 吉田政雄氏は、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。なお、同氏が2017年6月まで取締役を務めていた古河電気工業株式会社は、2018年度において、当社および当社の事業会社(JFEスチール株式会社、JFEエンジニアリング株式会社およびJFE商事株式会社)との間で当社および古河電気工業株式会社それぞれの年間連結売上高(売上収益)の1%を超える取引はありません。従って、同社は当社またはその事業会社を主要な取引先とする者および当社またはその事業会社の主要な取引先である者に該当しません。
2. 同氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。なお、改めて同氏が社外取締役に就任された場合、引き続き同氏との間に同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 同氏が2017年6月まで取締役を務めていた古河電気工業株式会社は、同氏が取締役として在任中の2014年8月に自動車部品取引に係るカルテルに関し、中国で同国独占禁止法違反により制裁金を課す決定を受けました。なお、同氏は上記の事実には直接関与しておらず、この事実を認識した後、コンプライアンスはあらゆる事業活動の前提であるとの認識のもと、社外有識者を中心とした第三者調査委員会による再発防止策提言を含む報告書に基づき、法令遵守、企業倫理のさらなる徹底を図るとともに、このような問題の発生を防止するための社内ルール・手続きの制定・改善や、法令遵守教育の徹底ならびに内部監査部門によるモニタリングの強化など再発防止策に注力いたしました。

候補者番号

7

山本正巳 (やまもと まさみ)

再任

社外

独立役員

指名委員会委員長

報酬委員会委員



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976年 4月	富士通株式会社入社	2015年 6月	同社代表取締役会長
2010年 1月	同社執行役員副社長	2017年 6月	同社取締役会長 (現任)
2010年 4月	同社執行役員社長		当社取締役 (現任)
2010年 6月	同社代表取締役社長		

重要な兼職の状況

富士通株式会社取締役会長

社外取締役候補者とした理由

山本正巳氏は、ICT分野におけるトータルソリューションビジネスをグローバルに展開している富士通株式会社の経営者として長年活躍され、変化の激しいICT業界において従来型の事業構造やプロセスの変革に取り組まれるなど、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社におきましては、こうした同氏の深い知見と卓越した見識に加え、当社の社外取締役に就任以降の実績から、同氏が引き続きガバナンス強化の役割を担う当社の社外取締役として適任と判断したものであります。

特記事項

1. 山本正巳氏は、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。なお、同氏が取締役会長を務めている富士通株式会社は、2018年度において、当社および当社の事業会社との間で当社および富士通株式会社それぞれの年間連結売上高(売上収益)の1%を超える取引はありません。従って、同社は当社またはその事業会社を主要な取引先とする者および当社またはその事業会社の主要な取引先である者に該当しません。
2. 同氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。なお、改めて同氏が社外取締役に就任された場合、引き続き同氏との間に同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 同氏が取締役会長を務めている富士通株式会社は、同氏が取締役として在任中の2016年7月に、東京電力株式会社が発注する電力保安通信用機器の取引について独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、2017年2月には、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引について公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受けました。本件においては、富士通株式会社は公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けておりません。なお、同氏はいずれの事実にも直接関与しておらず、これらの事実を認識した後、法令遵守に関する取り組みの一層の強化と再発防止の徹底等に取り組んでおり、その職責を果たしております。

- 生年月日
1954年1月11日生 (満65歳)
- 所有する当社株式の数
3,800株
- 社外取締役就任年数(本総会終結時)
2年
- 取締役会出席状況(2018年度)
12回/12回(100%)

候補者番号

8

家守伸正 (けもり のぶまさ)

再任

社外

独立役員

報酬委員会委員長



- 生年月日
1951年4月12日生 (満68歳)
- 所有する当社株式の数
1,500株
- 社外取締役就任年数(本総会最終時)
1年
- 取締役会出席状況(2018年度)
9回/9回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 9月 住友金属鉱山株式会社入社	2016年 6月 同社取締役会長
2006年 6月 同社取締役常務執行役員 金属事業本部長	2017年 6月 同上退任
2007年 6月 同社代表取締役社長	同社相談役 (現任)
2013年 6月 同社代表取締役会長	2018年 6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

住友金属鉱山株式会社相談役
長瀬産業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

家守伸正氏は、非鉄金属における資源開発、製錬、材料製造など幅広い事業を展開している住友金属鉱山株式会社の経営者として長年活躍され、金属材料について深い学識を有するとともに、同社の主力事業の一つであるニッケル製錬の海外でのプラント建設や大型銅鉱山の開発プロジェクトを主導するなど企業経営において幅広い経験を有しております。当社におきましては、こうした同氏の深い知見と卓越した見識に加え、当社の社外取締役に就任以降の実績から、同氏が引き続きガバナンス強化の役割を担う当社の社外取締役として適任と判断したものであります。

特記事項

1. 家守伸正氏は、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。なお、同氏が2017年6月まで取締役を務めていた住友金属鉱山株式会社は、2018年度において、当社および当社の事業会社との間で当社および住友金属鉱山株式会社それぞれの年間連結売上高(売上収益)の1%を超える取引はありません。従って、同社は当社またはその事業会社を主要な取引先とする者および当社またはその事業会社の主要な取引先である者に該当しません。
2. 同氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。なお、改めて同氏が社外取締役に就任された場合、引き続き同氏との間に同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役津村昭太郎氏が退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

馬場久美子 (ばば くみこ)

新任



- 生年月日
1965年10月10日生（満53歳）
- 所有する当社株式の数
500株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1989年 4月 株式会社東芝入社	2019年 3月 同社常務執行役員退任
2014年 4月 JFEエンジニアリング株式会社入社	2019年 4月 当社常勤顧問（現任） JFEエンジニアリング株式会社監査役（現任）
2018年 4月 同社常務執行役員	JFE商事株式会社監査役（現任）

重要な兼職の状況

JFEエンジニアリング株式会社監査役
JFE商事株式会社監査役

監査役候補者とした理由

馬場久美子氏は、株式会社東芝において海外との契約交渉および事業提携等の業務に加え新規事業の立ち上げに携わってきました。当社グループの中核企業であるJFEエンジニアリング株式会社に入社後は、同社における海外事業の統括、経理・財務関連の業務に加え、同社の執行役員としての任務を経験することを通じて財務および会計に関する豊富な経験と知識を有しております。こうした同氏の経験・知識から、取締役の職務の執行の監査を的確、公正に行うことができると考え、当社の監査役として適任と判断したものであります。

特記事項

1. 馬場久美子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏が監査役に就任した場合、監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。

(ご参考) JFEホールディングスの社外役員独立性基準

JFEホールディングスは、社外取締役・社外監査役の独立性基準を以下のとおり定め、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社に対する十分な独立性を有していないものとみなします。

- ① 当社およびその子会社の業務執行取締役、執行役または使用人（以下、「業務執行者」という）である者、または過去において業務執行者であった者。
- ② 当社の現在の大株主である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。
- ③ 当社またはその事業会社を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。
- ④ 当社またはその事業会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。
- ⑤ 当社またはその事業会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等。それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。
- ⑥ 当社またはその事業会社から、一定額（過去3年間平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または過去3年間において業務執行者であった者。
- ⑦ 当社またはその事業会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産（過去3年間平均にて年間1,000万円以上の額）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家および弁護士等の法律専門家である者。それらの者が法人・組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
- ⑧ 当社またはその事業会社の会計監査人または会計監査人の社員等である者、または最近3年間において当該社員等として当社またはその事業会社の監査業務に従事した者。
- ⑨ 当社または事業会社から取締役を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者。
- ⑩ 当社の主幹事証券会社の業務執行者である者。または最近3年間において業務執行者であった者。
- ⑪ 上記①から⑩のいずれかに該当している者の近親者（配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族）である者。

上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由および独立社外役員としての要件を充足している旨を説明することによって、当該人物を当社の独立社外役員候補とすることができる。

※ 「事業会社」：JFEスチール株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、JFE商事株式会社

※ 「主要な取引先」：直近事業年度の年間連結売上高の1%を超える場合をいう

第4号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件

当社は、2007年3月1日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「対応方針」）」の導入を決定し、同年およびその後の有効期限である2年ごとの定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで、対応方針を継続してまいりました。対応方針は、当社株式に関わる大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響などについて株主の皆様が的確に判断できるよう、買付行為の提案者および当社取締役会の双方から迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としたものであります。2017年6月23日開催の当社第15回定時株主総会においては、資本市場からの要請等に応え、株主意思確認手続きの導入等の変更を加えた上で対応方針の継続についてご承認いただきました（以下、現在の対応方針を「現方針」）。現方針の有効期限は、本総会終結の時までとなっており、その継続につきましては株主の皆様のご承認を得て行うことといたしております。

当社では、現方針について、その後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値の向上および株主共同の利益の向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方を検討してまいりました結果、特別委員会の勧告も踏まえ、2019年5月14日開催の取締役会において、本総会における出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認を条件に、現方針を一部変更（以下、変更後の当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を「本方針」）のうえ、継続していくことを決議いたしました。

つきましては、本方針の趣旨にご賛同いただき、下記「4. 本方針の内容」の通り、その継続につきご承認いただきたいと存じます。本議案につき本総会に出席した株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、現方針の有効期間満了後、その継続は行わないことといたします。

なお、本方針は、資本市場からの更なる要請等に応えるべく、現方針から主に以下の点を変更しております。

- ①株主意思確認手続きを経ずに対抗措置を発動できる場合を、大規模買付者が本方針の定めるルールを遵守しない場合およびいわゆる高裁四類型に該当する場合に限定しました。
- ②対抗措置を新株予約権の無償割当てに限定しました。

記

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましては、株主の皆様が、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断する必要があると認識しております。そのために、大規模買付者および当社取締役会の双方から、株主の皆様に迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要な時間を確保することといたします。

2. 当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のための取り組み

1) 当社の企業理念と事業概要

JFEグループは、発足以来、「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」という企業理念を通じて、長期的な観点に立って、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に努めることを経営の基本姿勢としております。

JFEスチール株式会社は、世界トップクラスの銑鋼一貫メーカーです。世界最高水準の製造技術と商品開発力による高い国際競争力を持ち、優れた機能と品質およびコスト競争力を持つ鉄鋼製品を、高いエネルギー効率と低い環境負荷のもとで安定的に生産することで、長年にわたり社会に貢献してまいりました。

JFEエンジニアリング株式会社は、鉄鋼業と造船業において長く培われた技術を融合・進化させながら、最先端技術力をベースとした商品・サービスの提供により時代の変化に適応し、環境・エネルギー分野や電力創生、インフラ建設等の多様な分野においてビジネスを展開し、人々の生活と産業を支えるエンジニアリング事業を国内外において幅広く展開しております。

JFE商事株式会社は、主にJFEスチールが生産する鉄鋼製品の加工・販売、原料資機材の購買等を中心に国内外において取引を行なうグループ中核商社であり、活動ステージとネットワークは、アジアを中心に世界に広がっております。

2) 当社の事業特性と企業価値の源泉

当社グループは、その事業特性に鑑み、持続的な企業価値と株主共同の利益の確保・向上のために、以下に掲げる、長年の経営努力と継続的な投資によって蓄積された当社の企業価値の源泉を、長期的に確保・向上させていく必要があります。

① 他社を凌駕する高度な技術力（プロセス技術力・商品開発力）および知的財産

前段で述べた幅広い分野において世界最高水準の技術力を維持・向上させるためには、基礎研究をはじめとした幅広い分野における研究開発投資を長期的に継続して行なう必要があります。当社グループは、お客様のニーズを先取りした独自新商品の開発、高品質な商品を効率的に生産する技術の開発、地球環境保全に寄与する商品および製造技術の開発、ならびにグループ全体としてのシナジーを活かした開発により、常に業界をリードし、新たな分野を開拓していくというグループ共通の開発コンセプトのもと、積極的な研究開発活動を展開しており、高付加価値・高機能・高品質の製品を安定的に社会に提供し続けています。

② 世界最高水準の製造実力、コスト競争力

特に鉄鋼事業においては、その生産には大量かつ高温の物質を取り扱う巨大な設備と、それを安全かつ着実に稼働させる技術・技能が不可欠であり、環境・安全・防災面への対策等を継続的に行ないつつ、絶え間なくコスト競争力強化に取り組むことが求められます。設備投資の金額はグループ全体で年間数千億円に達し、多くの設備は数十年単位での稼働を前提としており、投資効果は短期に発現するものばかりではありません。また、安定的な稼働のためには適切な設備保全・補修等の地道で継続的な努力が必要であるという特徴を併せ持っています。このような事業の特性により、投資の意思決定においても長期的な視点に基づいた経営判断が不可欠となります。

③ 長期的な教育訓練や実務経験により培われた優れた人的資本

当社グループの多様な事業を企業理念と行動指針に基づいて着実に遂行していくためには、それらを十分に理解し実践することのできる優れた人材の確保と長期的な育成が不可欠です。当社はグループ共通の人材マネジメントに関する基本方針を定め、事業会社各社の実情に応じた具体的な施策を展開しております。

④ お客様・株主の皆様・取引先・従業員・地域社会等、その他全てのステークホルダーの皆様との長期にわたる良好な信頼関係

当社グループは、長期にわたるお客様との信頼関係に基づいたお取引により、強固で安定的なお客様基盤を有しています。多岐にわたるお客様のニーズを速やかに捕捉し、ご要望に的確かつ迅速にお応えするための製造・販売・流通・品質保証体制の構築や、お客様と一体となった共同研究開発の仕組みの整備等を通じて、国内外の多くのお客様から高い信頼と評価を頂いております。

また、環境保全や安全衛生管理、事業所所在地におけるいわゆるCSR活動を積極的かつ継続的に行なうことで環境負荷の低減や地域社会との共生を可能とし、事業継続に関するリスクを低減させることにより持続的な成長を図ることが必要です。

このような企業価値の源泉に基づく強みを最大限に活かし、長期的な視点に立った様々な施策を地道に継続していくことが、当社の事業基盤を堅固なものとし、企業価値等の向上と持続的な成長に資するものと考えられます。このような経営を行なうためには、当社の企業価値の源泉に関する深い理解と知識・経験に基づいて、長期的な観点からメリットを十分に検討し、短期的にはコストが発生したとしても必要な投資を着実に行なう等、適切な判断と資源配分を行なうことが不可欠であります。

3) 中長期的企業価値の向上のための取り組み

① 中期経営計画の着実な実行

当社グループは、発足以降、事業運営の指針となる中期経営計画を3年ごとに策定し、持続的な成長に向けた企業体質の構築・強化に取り組んでまいりました。これまで、商社事業・造船事業をはじめとする事業ポートフォリオの見直し、鉄鋼事業における国内製造基盤整備の為に投資、各事業における海外でのM&Aを含めた投資等を行ない、中長期的な企業価値の向上を図ってまいりました。

現在遂行中の第6次中期経営計画（2018～2020年度）では、「最先端の技術力」・「先進IT」・「グループ連携」・「多様な人材力」を最大限活用することによって、成長分野に戦略的に取り組み、中長期的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現への貢献を推進することで、JFEグループの企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」の実現を目指しております。特に、財務・収益目標については、単年度ではなく3年間で安定的な達成を目指す水準として、期間平均目標を今回初めて導入し、短期的な成果のみにとらわれるのではなく、より一層中長期的な観点に基づいた目標設定を行なっております。加えて、当社および事業会社の取締役等に対しても、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識をより高めることを目的とする中長期業績連動型株式報酬制度を、2018年度より導入しました。

グローバルな競争を勝ち抜くため、第6次中期経営計画を着実に遂行し、引き続き企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

② ESG課題に関する取り組み

国際社会においては、国連で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、気候変動抑制に関する「パリ協定」が発効されるなど、持続可能な社会の実現に向けた世界的な枠組みが形成され始めています。当社グループの事業の性質上、持続的な事業運営を実現するためには地球環境の保全や社会との共存・共栄を図ることは必要不可欠であり、こうした事業環境の変化を的確に認識し、それに対応することは、当社グループの経営の最重要課題の一つであると考えています。

そのため当社グループは、事業運営の指針となる第6次中期経営計画において、「ESG課題への継続的な取り組み」を主要施策の一つに位置付けて取り組むことといたしました。CSR重要課題（マテリアリティ）に対する重要業績評価指標（KPI）を新たに事業会社ごとに設定し、PDCAサイクルを確

実に回すことで、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上および持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えております。

「E（環境）」への取り組みについては、地球環境の保全を最重要課題の一つと位置付け、製鉄プロセスにおけるCO₂排出削減や水資源・エネルギーの再利用に加えて、環境に配慮した商品・プロセス技術の開発や資源循環ソリューションの提供により、環境負荷低減を積極的に推進しております。

「S（社会）」への取り組みについては、当社は、優れた機能と品質を持つ商品やサービスを提供していくことが豊かな社会づくりへの貢献であり、これを支える人材の確保・育成が重要な課題と考えています。働き方改革・業務改革の推進、人材育成や技術伝承、ダイバーシティの推進など、多様な人材がその能力を最大限発揮できる環境整備を進めてまいります。また、人権の尊重はすべての事業運営の基盤であると考えており、当社の取り組み姿勢をより明確に示すため、2018年4月に、グループ各社ならびにその役員および従業員が遵守すべき規範として「JFEグループ人権基本方針」を制定しました。

「G（ガバナンス）」の充実については、これまでコーポレートガバナンス基本方針の制定、指名委員会・報酬委員会の設置、取締役会の実効性評価とその結果を踏まえた取締役会・監査役会の構成の見直し、中長期業績に連動した役員株式報酬制度の導入、当社社長の選解任の基本方針やそのプロセスの決定等に取り組んできました。今後はこれらをさらに有効に機能させ、より一層グループ経営の透明性、公正性を高めるとともに、様々なステークホルダーとの双方向のコミュニケーションと公平な情報発信を一層強化してまいります。

③ 資本政策と利益配分に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、収益基盤維持強化のための国内外製造拠点における設備更新に加え、グローバルに拡大する事業機会での成長投資とリスクに適切に対応するため、必要となる十分な株主資本の水準を保持します。

また当社は、株主への利益還元を最重要課題の一つと考えており、グループ全体として持続性のある企業体質の強化を図りつつ、積極的に配当を実施していく方針であり、現在の第6次中期経営計画においては、配当性向を30%程度とすることを基本方針としております。

3. 本方針の目的

当社の企業価値および株主共同の利益を持続的に確保、向上させるためには、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、長期的視点に立った経営を行なう必要があります。

当社は、長年の継続的な投資と経営努力の蓄積により、世界最高水準の技術開発力と製造実力、豊富な知的財産、および長期にわたるお客様とのお取引と信頼関係に基づいた強固なお客様基盤を確立してまいりました。また、全てのステークホルダーにとっての持続的な企業価値向上を目指して、長期的視点に立った人材育成や、環境・安全・社会貢献・コーポレートガバナンスへの取り組み等に積極的に取り組んでまいりました。

この結果として得られた当社の企業価値の源泉である様々な経営資源は、新興国をはじめとする海外および国内の競合他社にとって極めて貴重なものであり、他社においては実際に企業秘密を不正な形で取得される事案も発生しています。このような経営資源を容易に獲得するため、豊富な資金力を背景に敵対的な買収が試みられる可能性は依然として存在すると考えております。

当社は、経営支配権の異動は企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。その判断にあたっては、当社株主の皆様迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があると考えております。

しかしながら、現行の日本の資本市場や法制度においてはそのための情報収集・検討期間が必ずしも十分に確保されておりません。公開買付けの規制を受けることなく大規模買付行為が行なわれる可能性もあり、また、公開買付けによる場合であっても、買付者が設定できる最短の公開買付期間は僅か20営業日（その場合買付対象者が期間延長請求を行っても延長後の買付期間は30営業日）であるなど、株主は限られた情報に基づいて極めて短期間のうちに応募するか否かの判断を迫られる可能性があります。このような法制度のもとでは、当該大規模買付行為について必要かつ十分な情報・意見・提案等をふまえて株主の皆様が的確に判断する機会が損なわれるおそれがあり、結果として当社の長期的な企業価値および少数株主を含む株主共同の利益を毀損する可能性は決して否定できないと考えます。

このような状況において、当社は、不適切な大規模買付行為により株主の皆様による的確な判断の機会が損なわれ、当社の長期的な企業価値および株主共同の利益が侵害されることを防ぐことが、経営者としての株主の皆様に対する責務であると考えており、そのために十分な情報提供と十分な時間を確保するための最低限のルールを設定することのみを目的として対応方針を導入しております。したがって、この趣旨をご理解いただければ、本方針の継続により株主の皆様からの信頼が低下するおそれはないものと確信しております。

また、本方針においては、ルール違反の場合およびいわゆる高裁四類型に該当する場合を除く全ての場合に、対抗措置発動に際し株主の皆様の意思確認手続きを行なうこととしており、当社取締役会はその決定に従った対応をとります。したがって、経営陣が自己保身のため恣意的に本方針を運用することは不可能な仕組みとなっており、経営陣の自己規律性を弱めるおそれはありません。

なお、本方針は、単に機微技術および知的財産等の当社グループからの流出の防止や買付価格の引き上げを目的としたものではありません。あくまで株主の皆様に的確に判断していただくための最低限の環境を確保することのみを目的としておりますので、今後日本の法制度が整備され、必要な情報の提供と十分な時間の確保がなされる仕組みが確立し、上記のような懸念が払拭された場合には、本方針は廃止いたします。

4. 本方針の内容

1) 本方針の概要

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」）を設定し、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会として大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者との交渉や株主の皆様への代替案の提示等を行なうための期間を確保いたします。

大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすものではなく企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものでもないことが明らかである場合を除き、対抗措置としての新株予約権の無償割当ての実施の是非につき株主意思を確認し、その承認が得られた場合に対抗措置を発動いたします。ただし、大規模買付者が上記の大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合には4. 4) (2) ③に定める要件（いわゆる高裁四類型）に該当するときに限り、株主意思確認手続きを経ることなく、当社取締役会として対抗措置を発動する方針です。

なお、当社は、大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響、並びに本方針に基づく対抗措置の発動について、取締役会判断の透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、社外取締役等を中心とする特別委員会を設置いたしております。

2) 大規模買付行為の定義

本方針は、特定株主グループ^(注1)の議決権割合^(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行なう者を「大規模買付者」）に関する当社の対応方針を定めたものであり、その内容は以下に記載のとおりであります。また、特別委員会は、取締役会で定める特別委員会規程（その概要は別紙1「特別委員会規程の概要」のとおり。）に従って運用され、本年6月5日現在の特別委員会委員の氏名および略歴は、別紙2「特別委員会委員の氏名および略歴」のとおりであります。

3) 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行なわれることが、企業価値および株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、大規模買付者は、①事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供したうえで、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後または株主意思確認手続きをとる場合には当該手続きの結果に従った当社取締役会の決議が完了した後に大規模買付行為を開始する、というものであります。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を、日本語で作成された書面にてご提出いただくことといたします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社は、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」）を大規模買付者より提供していただくために、意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付いたします。

大規模買付情報は、日本語で作成された書面にて当社取締役会に対し提供していただくこととし、その項目の一部は以下の通りであります。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要
- ② 大規模買付行為の目的および内容
- ③ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針および事業計画
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、サプライヤー、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針
- ⑥ 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方

当社取締役会は、大規模買付情報のリストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が大規模買付情報の提供を行なう期間（以下、「情報提供期間」）として設定し、情報提供期間が満了した場合には、直ちに取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」）を開始するものとします。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供期間を必要に応じて最長30日間（初日不算入）延長することができるものといたします。なお、当社取締役会は、大規模買付者より当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると判断した場合、情報提供期間内に限り追加的に情報提供をしていただくことがあります。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であると判断する場合には、情報提供期間満了前であっても、大規模買付情報の提供が完了した旨の通知（以下、「情報提供完了通知」）を大規模買付者に対し速やかに行なうとともに、その旨を開示いたします。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

(3) 取締役会による評価、検討、交渉等

当社取締役会は、大規模買付者に対し情報提供完了通知を行なった後または情報提供期間が満了した後、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を上限として取締役会評価期間として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、下記4. 4) (2) ②に従い株主意思確認手続きを経る場合を除いて、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものといたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家の助言を受けながら、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当ての方法により、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。対抗措置として新株予約権無償割当てを行なう場合の概要は、原則として別紙3記載のとおりといたします。なお、新株予約権無償割当てを行なう場合には、その新株予約権に、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

なお、今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、企業価値および株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、企業価値および株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。以下の①に定める場合には、当社取締役会は、大規模買付行為を抑制するための措置の不発動を決議します。それ以外の場合（ただし以下の③の場合を除きます。）には、以下の②に定める内容に従い、大規模買付行為を抑制するための措置の発動または不発動について、株主意思確認手続きを行いません。

① 取締役会の判断による対抗措置の不発動

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為について慎重かつ十分に検討した結果、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすものではなく企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものでもないことが明らかであり対抗措置の発動が相当でないと判断した場合には、下記②に記載される株主意思確認手続きを経ずに、対抗措置の不発動を決議するものとします。かかる対抗措置の不発動を決議した場合には、速やかに開示を行いません。

② 株主意思確認手続きによる対抗措置の発動または不発動

当社取締役会は、上記①に従った対抗措置の不発動を決議しない場合には、下記③の場合を除き、対抗措置の発動または不発動について株主の意思を確認する手続き（以下、「株主意思確認手続き」）を行ないます。当社取締役会は、株主意思確認手続きを行なう場合、取締役会評価期間中にその旨を決定し、当該決定内容を速やかに開示いたします。

当社取締役会は、株主意思確認手続きを行なう旨を決定後、株主意思確認手続きを株主意思確認総会または書面投票のいずれによって行なうのかを決定したうえで、株主意思確認手続きにおいて投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下、「投票基準日」）を定め、投票基準日の2週間前までに公告を行ないます。そして、取締役会評価期間終了後、実務上必要とされる日数を勘案したうえで可能な限り速やかに株主意思確認手続きを実施します。なお、株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催することができるものとします。

株主意思確認総会または書面投票において投票権を行使することのできる株主は、当社取締役会が定めた投票基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とし、各株主は、株式に係る議決権1個につき投票権1個を有するものとします。株主意思確認手続きにおける対抗措置の発動または不発動についての決定は、株主意思確認総会においては出席した投票権を有する株主の投票権の過半数、書面投票においては投票権を行使した株主の投票権の過半数を以て決するものとします。

株主意思確認手続きにおいて対抗措置の発動または不発動について決定がなされた場合、当社取締役会は当該決定に従うものとします。当社は、株主意思確認手続きの結果につきましては、判明し次第速やかに開示いたします。

なお、株主意思確認手続きを実施する場合、大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認手続きにおける決定に基づき対抗措置の発動または不発動について決議を行なうまでは、大規模買付行為を開始することはできないものといたします。

③ 取締役会の判断による対抗措置の発動

当社取締役会は、大規模買付行為が以下のaからdまでに掲げる行為により当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付行為に該当する場合であって対抗措置の発動が相当であると判断したときは、上記②に記載される株主意思確認手続きを経ずに、4.4) (1) で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。当社取締役会は、かかる判断に際して、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、速やかに開示を行ないます。

- a. 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- b. 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行なうような行為
- c. 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- d. 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(3) 対抗措置発動の停止または変更

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行なった場合等、対抗措置の発動が適切でない判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の停止または変更を行なうことがあります。

このような対抗措置発動の停止または変更を行なう場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかに開示を行ないます。

(4) 特別委員会の設置

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、および対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものといたします。

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、特別委員会の勧告を受けるものといたします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行ないます。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。なお、特別委員会は、必要に応じて取締役会への勧告内容を開示するものといたします。

5) 本方針の有効期限

本総会において、本方針について株主の皆様のご承認が得られた場合は、本方針の有効期限は、本総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様といたします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針はその有効期間中であっても、当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものといたします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、本方針に関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設もしくは改廃が行なわれ、かかる新設もしくは改廃を反映することが適切である場合、または誤字脱字等の理由により字句の修正を行なうことが適切である場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重して本方針を修正する場合があります。なお、当社の取締役の任期は1年とされているため、本方針の廃止または修正は、毎年株主総会において株主の皆様により選任された取締役によって構成される取締役会において決せられることとなります。

5. 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、速やかに開示を行ないます。対抗措置として新株予約権を発行する場合に、当社株主の皆様がとる必要のある手続きとして、新株予約権の取得のためには、別途取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日における最終の株主名簿に記録される必要があるほか、その発行方法によっては、所定の期間内に申込みをしていただく必要もあります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当ての基準日や新株予約権の割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行なった投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

注1：特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行なわれるものを含みます。）を行なう者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行なう者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものといたします。

特別委員会規程の概要

- 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立し、当社の社外取締役または社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者の中から、取締役会の決議により選任される。その職務を行なうに際しては、善良なる管理者の注意義務を負う。
- 特別委員会の委員の任期は、取締役会の決議により定める。
- 特別委員会は、取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に勧告する。なお、特別委員会の委員は、当該決定にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行なわない。
 1. 本方針の対象となる大規模買付行為の認定
 2. 本方針に基づく新株予約権の発行（無償割当を含む）または不発行
 3. 本方針に基づくその他の対抗措置の発動または不発動
 4. 本方針の見直し・廃止
 5. その他本方針に関連し、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- 特別委員会は、各特別委員会委員および代表取締役社長が招集する。
- 特別委員会の決議は、原則として特別利害関係者を除く特別委員会の全委員が出席し、その過半数をもって行なう。但し、特別委員会の全員が出席できない場合には、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なうことができる。
- 特別委員会は、適切な判断を確保するために、決議を行なうに際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりすることができる。
- 特別委員会は、必要に応じて取締役会への勧告内容を開示する。

(別紙2)

特別委員会委員の氏名および略歴

本年6月5日現在の特別委員会の委員は、当社社外取締役の吉田政雄氏および家守伸正氏ならびに当社社外監査役の佐長功氏の3名です。吉田政雄氏および家守伸正氏の略歴につきましては、第2号議案（吉田政雄氏は10頁、家守伸正氏は12頁）をご覧ください。また、佐長功氏の略歴は、次のとおりです。いずれの委員も、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。

佐長 功（さいきいさお）

〔略歴〕

1961年	8月11日	生まれ			
1989年	4月	弁護士登録	2014年	4月	当社監査役
1989年	4月	銀座法律事務所（現 阿部・井窪・片山法律事務所）入所	2014年	6月	同上退任
			2017年	6月	当社監査役（現任）
1998年	1月	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー（現任）			

〔重要な兼職の状況〕

阿部・井窪・片山法律事務所パートナー弁護士

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社新株予約権の要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.記載の事項を含むものとし、新株予約権の数は、新株予約権無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行なうことがある。

(2) 割当対象株主

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める一定の日における当社の最終の株主名簿に記載された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。但し、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、対象株式数に次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割または株式併合の比率

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1円以上で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める金額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。但し、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為を行なう者のうち、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除いた者(以下「大規模買付者」という。)およびその関連者(以下、大規模買付者およびその関連者を併せて「非適格者」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ①特定株主グループとは、(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)、または(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行なわれるものを含む。)を行なう者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。)をいう。
- ②議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、①の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいう。)も計算上考慮されるものとする。)、または(ii) 特定株主グループが、①の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行なう者およびその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。)の合計をいう。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいう。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいう。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとする。
- ③ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

- 2) 上記1) にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、大規模買付者に該当しないものとする。
- ①当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
 - ②当社を支配する意図がなく上記1) に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1) に記載する要件に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1) に記載する要件に該当しなくなったと当社取締役会が認めた者
 - ③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1) ①（i）に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
 - ④その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当する旨当社取締役会が一旦認めたものの、後日当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を含み、また、一定の条件の下に当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、（i）所定の手続の履行もしくは（ii）所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または（iii）その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができないものとする。但し、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、かつ(ii) その有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所または名古屋証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行なわないものとする。)によってのみこれを行なうことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
 - 5) 新株予約権者は、当社に対し、非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - 6) 新株予約権を有する者が本(4)項の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
 - 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)項3)および4)の規定により新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
 - ①当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項その他当社が定める誓約事項を含む。)が提出されているか否か
 - ②譲渡人および譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
 - ③譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者および取得がなされる日までに当社所定の書式による書面（非適格者に該当せず、かつ、交付される株式を非適格者に該当する者のために保有しようとしている者ではないこと等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項の誓約を含む。）を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し（その一部の取得は認められない。）、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、本2）前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 新株予約権の行使請求受付場所

新株予約権無償割当て決議を行なう当社取締役会において決定される行使請求受付場所

(11) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関

新株予約権無償割当て決議を行なう当社取締役会において決定される払込取扱金融機関

(12) 新株予約権者に対する通知等

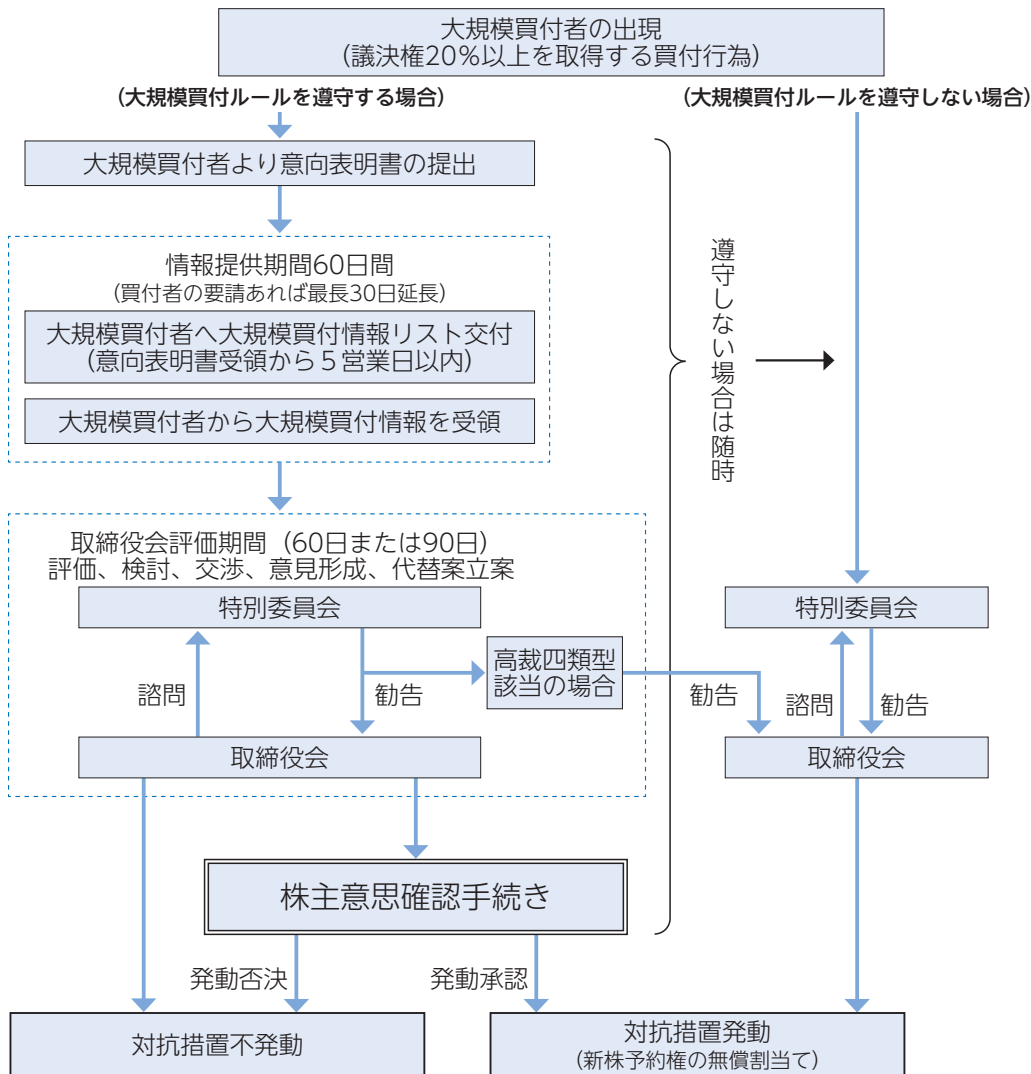
- 1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行なうものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
- 2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。

(13) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2019年6月5日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

(ご参考)

「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」のフローチャート



上記フローチャートは、あくまで本方針の内容を分かりやすく説明するためのご参考資料として作成したものであり、本方針の詳細については、21頁より記載の「4. 本方針の内容」をご参照下さい。

■株主提案について

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

<株主提案（第5号議案）>

第5号議案は、株主（1名）からの提案によるものであります。

なお、提案の内容は、提案株主から提出された書面の原文のままとし、同書面には記載のなかった議案の件名として同内容を掲載しております。

また、同書面に記載されていた提案の理由は、法令に従い当社が予め定める文字数を超える多数の文字をもって構成されておりましたので、その結論部分を抜粋のうえ、下線部分を追加したものを概要として掲載しております。

第5号議案

林田英治代表取締役の解任

提案の内容 林田英治代表取締役の解任

提案の理由
(概要) 法的根拠及び合理的理由を示さず株主総会において趣旨説明時間を3分間に制限しかつ時間経過後はマイクを持ち去るので説明を続行しようとする¹と退場を命ずると提案者を脅迫し続けるのみの無法ぶり²と一方株主提案に対する質問に対しては何も説明できない無能ぶりを呈するのみか無意味な江本元会長の社葬を行い会社財産を毀損するなど株主に貢献する気持も尊法精神の欠けらも持ち合わせない林田氏には企業コンプライアンス³を期待し経営を任せることに不安を抱き解任を提案する

【取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(反対の理由)

取締役林田英治氏は、本年3月末まで当社代表取締役社長として当社グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでまいりました。代表取締役社長退任後も当社取締役として法令および定款に従い忠実にその職務を遂行しており、取締役を解任する理由はないと考えております。

従いまして、取締役会は、本議案に反対いたします。

以上

第17期 事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

【当期のグループ業績】

JFEグループは、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、企業としての持続的な成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値の向上に努めてまいりました。

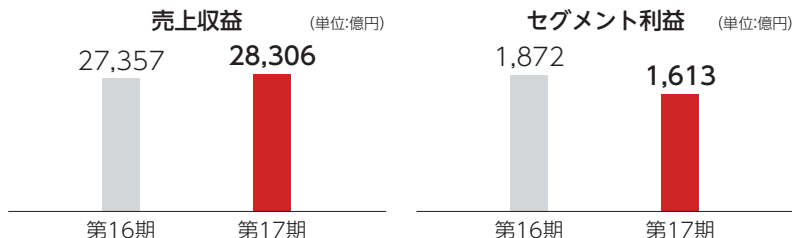
当期のわが国経済は、全体的には輸出や設備投資の増加に支えられ緩やかに回復しましたが、足元では生産等一部に弱さが見られます。海外経済は、米国を中心として総じて緩やかな回復基調となりましたが、保護主義的な政策による世界的な貿易摩擦の激化や、中国をはじめとする新興国経済の下振れリスク、英国のEU離脱問題の動向等により、先行きの不透明感は強まっております。

このような状況のもと、JFEグループでは、第6次中期経営計画の主要施策である最先端技術による成長戦略の推進や、国内における収益基盤整備と製造実力の強化、海外事業の推進と収益拡大および持続的な成長を支える企業体質の強化等を着実に進めた結果、当期のグループ業績は、事業利益および親会社の所有者に帰属する当期利益ともに、前期に比べ増益となりました。

なお、JFEグループは、当期より従来の日本基準に替えて国際財務報告基準(以下、「IFRS」といいます)を適用しております。

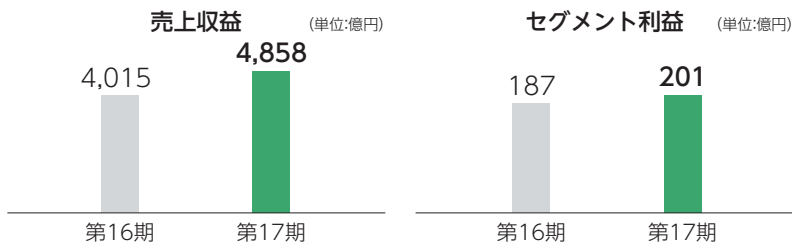
各事業会社におきましては、それぞれの事業の特性と環境に応じた活動を展開してまいりました。

JFEスチール株式会社の業績



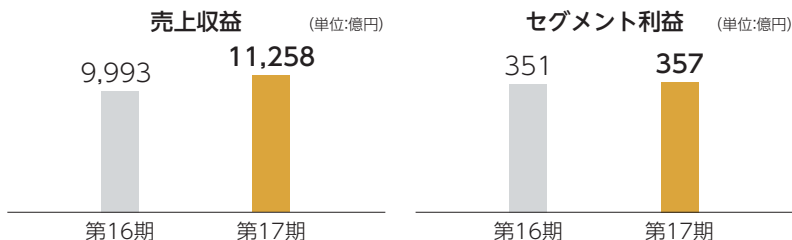
JFEスチール株式会社は、高炉の操業トラブルや自然災害等の影響により、当期の連結粗鋼生産量は2,788万吨と前期に比べ減少しました。売上収益については、販売数量は減少したものの、鋼材価格の改善もあり、2兆8,306億円と前期に比べ増収となりました。損益については、鋼材価格の改善や継続的な収益改善に取り組んだものの、操業トラブル等の影響や金属等の副原料価格、資材費、物流費等の上昇によるコストの大幅な増加により、セグメント利益は1,613億円となり、前期に比べ減益となりました。

JFEエンジニアリング株式会社の業績



JFEエンジニアリング株式会社は、国内外の環境・エネルギーおよびインフラ構築プロジェクトを対象に積極的な受注活動を展開し、また、受注済プロジェクトの円滑な遂行に努めた結果、売上収益は過去最高の4,858億円となり、前期に比べ大幅な増収となりました。セグメント利益は201億円となり、前期に比べ増益となりました。

JFE商事株式会社の業績



JFE商事株式会社は、粗鋼生産量減少の影響はあったものの、自動車分野や首都圏再開発等の堅調な需要の着実な捕捉、および国内外における販売単価の上昇等により、売上収益は1兆1,258億円と前期に比べ増収となりました。損益については、売上収益の増加に加え、米国を中心とした海外グループ会社の収益拡大等により、セグメント利益は357億円となり、前期に比べ増益となりました。

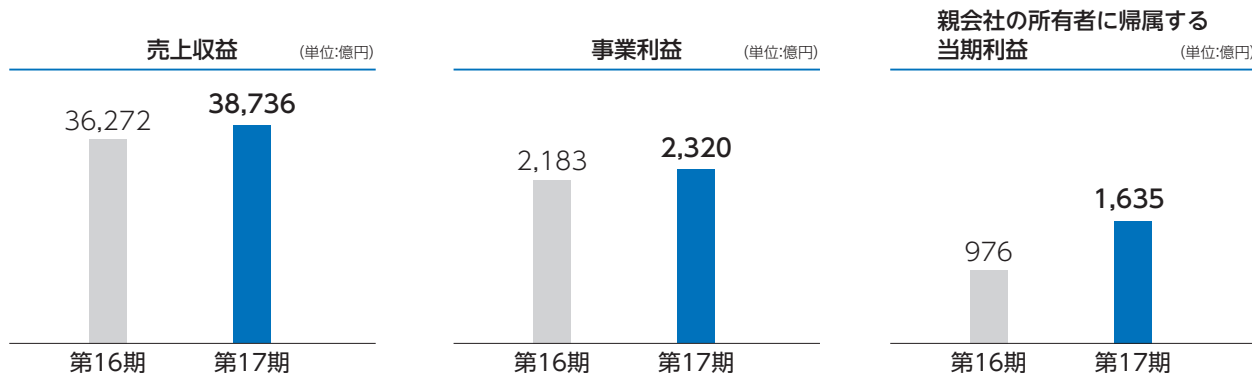
(注) 1. 前期（第16期）の数値もIFRSに組み替えて比較分析を行っております。

2. IFRS適用に伴い、当社連結業績の指標として経常利益に替え事業利益を用いております。事業利益は税引前利益から金融損益および金額に重要性のある一過性の項目を除いた利益であります。また、各セグメント業績の指標として経常利益に替えセグメント利益を用いております。セグメント利益は事業利益に金融損益を含めた利益であります。

【当社連結決算の状況】

持分法適用会社のジャパン マリンユナイテッド株式会社において、前期は大幅な損失を計上しておりましたが、当期は損益が改善しております。

以上の結果、当社単体業績等と合わせ、当期における連結での売上収益は3兆8,736億円、事業利益は2,320億円となり、前期に比べ増収・増益となりました。また、減損損失の計上もあり、税引前利益は2,093億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,635億円となりました。



【当社単体の業績】

当社は、事業会社3社より計28億円を経営管理料として受け取りました。また事業会社3社より受取配当金として計1,039億円を受領いたしました。

その結果、当期の当社の営業利益は1,042億円、経常利益は1,042億円となりました。

剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を最重要課題の一つと考えており、グループ全体として持続性のある企業体質の確立を図りつつ、積極的に配当を実施していく方針としております。当期末の配当につきましては、1株当たり50円で株主総会にお諮りすることといたしました。これにより年間では中間配当金45円と合わせ、1株当たり95円としております。何卒ご了承承賜りますようお願い申し上げます。

(注) 当社の単体業績は従来通り日本基準を適用しております。

【対処すべき課題】

JFEグループを取り巻く事業環境は、国内では輸出や設備投資の増加に支えられ緩やかに回復したものの、今後、消費税率の引き上げ、輸出の減速等により、成長率の鈍化が懸念されています。一方、海外については、米国を中心として緩やかな回復基調でありましたが、中国を中心に成長スピードが弱まっており、動向を注視していく必要があります。

こうしたなか、JFEグループは第6次中期経営計画（2018～2020年度）において掲げたグループ共通施策に着実に取り組んでおります。最先端技術により社会ニーズに同期化し、成長戦略を推進するための研究や技術開発については、ほぼ計画通りに実行しております。

国内収益基盤整備の継続と製造実力の強化については、鉄鋼事業を中心に操業安定化や設備更新のための最優先で行うべき投資に加え、拡販や増産等を目的とした戦略的投資案件を着実に実施しております。

また、海外事業の推進と収益拡大については、第5次中期経営計画までに投資したプロジェクトからの収益拡大に重点を置いた活動を展開しております。加えて、自動車、インフラ建材、エネルギー等の重点分野、東南アジア等の戦略地域への事業投資も計画通りに実施しております。

さらに、持続的な成長を支える企業体質強化として、ESG課題への取り組みを拡充しております。具体的には、重要業績評価指標（KPI）の目標達成に向けた活動の推進、統合報告書の発行による開示情報の拡充、環境に関連する長期ビジョン・メッセージの発信等を通じ、社会的課題の解決に貢献してまいります。

なお、IFRSの適用に伴い、中期経営計画の財務・収益指標とその数値の読み替えを実施しております。

■ 第6次中期経営計画 主要財務・収益目標

	(旧) 日本基準		(新) IFRS	
当社連結	連結経常利益	2,800億円/年	事業利益	2,900億円/年
	親会社株主に帰属する当期純利益	2,000億円/年	親会社の所有者に帰属する当期利益	2,000億円/年
	Debt/EBITDA倍率	3倍程度	Debt/EBITDA倍率	3倍程度
事業会社連結	連結経常利益		セグメント利益	
	鉄鋼事業	2,200億円/年	鉄鋼事業	2,200億円/年
	エンジニアリング事業	300億円/年	エンジニアリング事業	300億円/年
	商社事業	350億円/年	商社事業	350億円/年
設備投資	グループ全体 総投資額	1兆円規模 / 3ヵ年	グループ全体 総投資額	1.2兆円規模 / 3ヵ年
	鉄鋼事業 国内設備投資	8,500億円規模 / 3ヵ年	鉄鋼事業 国内設備投資	1兆円規模 / 3ヵ年

- (注) 1. IFRSでのDebtは、日本基準での社債および借入金にリース債務を加えた有利子負債残高であり、EBITDAは事業利益に減価償却費および償却費を加えたものであります。
 2. 設備投資における目標数値の差異は、IFRSの適用に伴う1年超使用予定貯蔵品の固定資産への科目振替、リース設備の固定資産計上および連結範囲の変更によるものであります。

〈各事業会社の取り組み〉

■ JFEスチール株式会社においては、「常に新たな価値を創造し、お客様とともに成長するグローバル鉄鋼サプライヤー」を目指してまいります。

喫緊の課題として、高炉の操業トラブルの再発防止に取り組んでおります。当期において、東日本製鉄所、西日本製鉄所の高炉3基で操業トラブルが発生いたしました。既に補修や対策が完了し全ての高炉が通常操業に復旧しておりますが、こうした事態を受け、高炉トラブル対策チームを発足させ、異常時の対応や設備点検基準の見直し、また異常を早期に検知し対応するための設備導入といった恒久対策を着実に実行し、トラブルの再発防止に努めてまいります。

その上で将来にわたり持続的に成長するため、特に製鉄所の競争力強化にとって重要な上工程について、連続鑄造設備や焼結機の建設等、能力増強やパフォーマンスの最大化を図ってまいります。なお、これらの投資は基幹製鉄所である西日本製鉄所を中心に実行いたします。

また、重点分野を中心に商品開発やソリューション提供を行い、最先端技術による成長戦略を推進してまいります。例えば、自動車分野においては軽量化やEV化等の技術革新に対応し、ハイテン材を主軸とした技術開発を加速し進化させてまいります。さらに、AI、IoT等の先端IT（データサイエンスやロボティクス等）を

導入し、こうした技術開発に対応すると同時に、製鉄所の操業や安全管理など様々な分野でも積極的に活用してまいります。

海外では、これまで、地域や市場毎の成長ステージに応じてグローバルに生産体制を拡充してきた分野を中心に、収益拡大の取り組みをグループ一体で推進いたします。また、成長の著しいアジア諸国において、従来型の垂直分業に加えて、海外製鉄会社との提携等により海外鉄源の更なる活用を推進いたします。

■ JFEエンジニアリング株式会社においては、くらしの礎を「創り」さらに「担う」企業として、ソリューション提案から運営まで一貫して関わるビジネスモデルを推進してまいります。

国内では、従来型のEPC（設計・調達・建設）に加え、O&M（運転・維持管理）やリサイクル・発電事業などの運営型事業を強化、拡大してまいります。

海外では、近年、積極的に増強したグローバルエンジニアリング体制を最大限活用し、受注済プロジェクトを着実に遂行するとともに、事業規模の拡大と収益力の強化を進めてまいります。

加えて、運営事業で蓄積した運転データなどの情報資源の活用やAI、IoT技術を駆使することにより、従来以上に各商品の機能強化や他社に先駆けた新たな製品・サービスの提供を目指してまいります。

■ JFE商事株式会社においては、JFEグループの中核商社として提案力・発信力を高め、お客様と共に持続的に成長する存在感のある企業を目指してまいります。鋼材販売数量の拡大等によりトレード収益を維持・拡大しながら、鋼材加工等による事業収益の拡大を図ってまいります。成長する海外市場において需要を着実に捕捉するため、日本に加え、米州、中国、アセアンを主要戦略拠点とする「グローバル4極体制」のマネジメント強化を進め、環境変化に左右されにくい安定的な収益基盤の構築を目指してまいります。

国内では、引き続き需要を捕捉するための、加工・流通拠点の機能強化や、再編等を通じた体質強化を推進いたします。

海外では、JFEグループのリソースを最大限活用し、更なる鋼材販売数量の拡大に努めます。また、より最終製品に近い2次・3次加工の機能を強化するとともに、優良なパートナーとの提携による新たなビジネスモデルの構築や活動領域の拡大を図ってまいります。

当社はグループの経営課題を着実に実行していくために、株主利益に適うグループ経営および健全なコーポレートガバナンスの要としてその機能を充実していくとともに、さらに効率的な運営を図ってまいります。

JFEグループは、社会との信頼関係の基本である、コンプライアンスの徹底、環境課題への取り組み、安全の確立について、グループをあげて真摯な努力を継続し、企業としての持続的成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値最大化に努めてまいり所存でございます。

株主の皆様におかれましては、JFEグループに対し、なお一層のご理解をいただくとともに、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 生産、受注および販売の状況

当期における当社および連結子会社等（共同支配事業を含む）の生産、受注および販売の状況につきましては、以下のとおりであります。なお、販売の状況に含まれる共同支配事業の売上収益は、当社グループの持分に相当する金額であります。

① 生産の状況

(単位：千t)

区 分	第16期 (2017年度)	第17期 (当期) (2018年度)	増減 (比率)
■ 鉄鋼事業 (粗鋼生産量)	30,060	27,881	△7.2%

② 受注の状況

(単位：百万円)

区 分	第16期 (2017年度)	第17期 (当期) (2018年度)	増減 (比率)
■ エンジニアリング事業	488,728	482,819	△1.2%

(注) 国際財務報告基準 (IFRS) に準拠して作成しております。

③ 販売の状況

(単位：百万円)

区 分	第16期 (2017年度)	第17期 (当期) (2018年度)	増減 (比率)
■ 鉄鋼事業	2,735,777	2,830,649	+3.5%
■ エンジニアリング事業	401,519	485,815	+21.0%
■ 商社事業	999,368	1,125,861	+12.7%
調整額	△509,417	△568,663	-
合 計	3,627,248	3,873,662	+6.8%

(注) 国際財務報告基準 (IFRS) に準拠して作成しております。

(3) 設備投資の状況

当期における当社および連結子会社等（共同支配事業を含む）の設備投資総額は、3,295億円であり、主なものは以下のとおりであります。なお、上記金額に含まれる共同支配事業の設備投資金額は、当社グループの持分に相当する金額であります。

① 当期に完成した主要設備

鉄鋼事業

JFEスチール株式会社

東日本製鉄所（千葉地区） 第6 コークス炉B団更新工事

② 当期継続中の主要設備

鉄鋼事業

JFEスチール株式会社

東日本製鉄所（京浜地区） 扇島火力発電所1号機リフレッシュ工事

西日本製鉄所（倉敷地区） 連続鑄造機建設工事

西日本製鉄所（福山地区） No.3 焼結機建設工事

西日本製鉄所（福山地区） フェロコークスパイロットプラント建設工事

西日本製鉄所（福山地区） 第3 コークス炉AB団更新工事

全社 製鉄所システムリフレッシュ（第1期および第2期）

(4) 資金調達の状況

当社および連結子会社等（共同支配事業を含む）は、グループの所要資金として長期借入金ならびに普通社債の発行により計2,434億円を調達いたしました。有利子負債（社債、借入金およびリース債務）の残高につきましては、前期に比べ1,326億円増加し、1兆5,238億円となりました。なお、上記金額に含まれる共同支配事業の金額は、当社グループの持分に相当する金額であります。

(5) 財産および損益の状況

① 当社連結の財産および損益の状況

日本基準

区分	第14期 (2015年度)	第15期 (2016年度)	第16期 (2017年度)	第17期 (当期) (2018年度)
売上高 (百万円)	3,431,740	3,308,992	3,678,612	
営業利益 (百万円)	90,638	96,746	246,669	
経常利益 (百万円)	64,239	84,735	216,339	
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	33,657	67,939	144,638	
1株当たり当期純利益	58円36銭	117円81銭	250円86銭	
純資産 (百万円)	1,857,921	1,921,809	2,009,911	
総資産 (百万円)	4,234,884	4,336,069	4,440,910	

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る純資産および総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

国際財務報告基準 (IFRS)

区分	第14期 (2015年度)	第15期 (2016年度)	第16期 (2017年度)	第17期 (当期) (2018年度)
売上収益 (百万円)			3,627,248	3,873,662
事業利益 (百万円)			218,378	232,070
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)			97,635	163,509
基本的1株当たり当期利益			169円34銭	283円81銭
資本合計 (百万円)			1,922,065	1,991,759
資産合計 (百万円)			4,487,173	4,709,201

(注) 当社は、第17期より従来の日本基準に替えて、国際財務報告基準 (IFRS) を適用しております。

② 当社単体の財産および損益の状況

日本基準

区分	第14期 (2015年度)	第15期 (2016年度)	第16期 (2017年度)	第17期 (当期) (2018年度)
営業収益 (百万円)	49,663	23,681	34,572	116,518
営業利益 (百万円)	36,440	8,585	18,010	104,233
経常利益 (百万円)	36,440	8,585	18,010	104,233
当期純利益 (百万円)	35,993	8,392	△42,180	104,128
1株当たり当期純利益	62円38銭	14円55銭	△73円14銭	180円69銭
純資産 (百万円)	1,055,382	1,058,157	981,063	1,028,332
総資産 (百万円)	2,492,952	2,523,462	2,366,306	2,479,150

(6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

① 当社

鉄鋼事業、エンジニアリング事業、商社事業をはじめとする事業会社等の株式を所有することによる当該会社の支配・管理

② 鉄鋼事業〔JFEスチール株式会社およびその関係会社〕

各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業

(主要製品)

鉄鋼製品・半製品（熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、表面処理鋼板、厚鋼板、形鋼、H形鋼、鋼矢板、レール、継目無鋼管、鍛接鋼管、電縫鋼管、角型鋼管、電弧溶接鋼管、電磁鋼板、ステンレス鋼板、棒鋼、線材、鉄粉、スラブ）、チタン製品、鋼材加工製品、化学製品、素形材製品、各種容器類、鋳業・鋳産品、鉄鋼スラグ製品、機能素材、合金鉄、各種耐火物、築炉工事、各種運送事業・倉庫業、土木建築工事、設備管理・建設工事、電気工事、電気通信工事、火力発電、ガス、建設仮設材、不動産、保険代理業、各種サービス業、各種コンピュータシステム、材料分析・解析、環境調査、技術情報調査、知的財産支援等

③ エンジニアリング事業〔JFEエンジニアリング株式会社およびその関係会社〕

エネルギー、都市環境、鋼構造、産業機械等に関するエンジニアリング事業、リサイクル事業および電力小売事業

(主要製品)

ガス・石油・水道パイプライン、LNG・LPG等各種タンク、太陽光・地熱・バイオマス等再生可能エネルギー発電設備、都市ごみ焼却炉、水処理システム、使用済みプラスチック等のリサイクルサービス、橋梁・港湾構造物、物流流通システム・エンジン・シールド掘進機・バラスト水処理システム等の産業機械、製鉄・製鋼・ミニミル関連設備、EV（電気自動車）急速充電器、農業生産設備等

④ 商社事業〔JFE商事株式会社およびその関係会社〕

鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、食品等の仕入、加工および販売

(主要取扱製品等)

鉄鋼製品（厚鋼板、縞板、熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、電磁鋼板、表面処理鋼板、亜鉛鋼板、ブリキ、鋼管、特殊鋼管、棒鋼、H形鋼、軽量形鋼、一般形鋼、コラム、線材、ステンレス鋼、特殊鋼、スラブ）、溶材、鉄粉、鋼材加工製品、製鉄原材料・資機材、非鉄金属製品、化学製品、石油製品、紙製品、船舶、土木建築工事、テールアルメ工法、缶詰製品、農畜産物、水産物、半導体製品、不動産等

(7) 主要な営業所・工場および海外事務所等の状況 (2019年3月31日現在)

① 当社

本 社	本社 (東京都千代田区)
-----	--------------

② 鉄鋼事業 (JFEスチール株式会社)

本 社	本社 (東京都千代田区)
支 社 等	大阪支社、名古屋支社、北海道支社 (札幌市)、東北支社 (仙台市)、新潟支社、北陸支社 (富山市)、中国支社 (広島市)、四国支社 (高松市)、九州支社 (福岡市)、千葉営業所、神奈川営業所 (横浜市)、静岡営業所、岡山営業所、沖縄営業所 (那覇市)
工 場	仙台製造所、東日本製鉄所 (千葉市・川崎市)、西日本製鉄所 (倉敷市・福山市)、知多製造所 (半田市)
研 究 所	スチール研究所 (千葉市・川崎市・半田市・倉敷市・福山市)
海 外 事 務 所 等	ニューヨーク、ヒューストン、プリズベン、ブラジル、ロンドン、ドバイ、ニューデリー、ムンバイ、シンガポール、バンコック、ベトナム、ジャカルタ、マニラ、ソウル、北京、上海、広州

③ エンジニアリング事業 (JFEエンジニアリング株式会社)

本 社	本社 (東京都千代田区)、横浜本社
支 社 等	北海道支店 (札幌市)、道東営業所 (釧路市)、苫小牧営業所、東北支店 (仙台市)、青森営業所 (八戸市)、秋田営業所、福島復興再生支店、千葉支店、横浜支店、川崎支店、新潟支店、富山支店、静岡支店、名古屋支店、大阪支店、和歌山営業所、神戸営業所、四国営業所 (高松市)、倉敷営業所、中国支店 (広島市)、福山営業所、山口営業所 (防府市)、九州支店 (福岡市)、熊本営業所、南九州営業所 (鹿児島市)、沖縄支店 (那覇市)
工 場	鶴見製作所 (横浜市)、津製作所
研 究 所	総合研究所 (横浜市)
海 外 事 務 所 等	北京、マニラ、ハノイ、ホーチミン、バンコック、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ヤンゴン、インド、サウジアラビア、デュイスブルグ、アメリカ

④ 商社事業（JFE商事株式会社）

本社	本社（東京都千代田区）
支社等	大阪支社、名古屋支社、北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、新潟支店、静岡支店、北陸支店（富山市）、岡山支店、広島支店、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、千葉南営業所（千葉市）、京浜営業所（川崎市）、浜松営業所、知多営業所（半田市）、岡山営業所（倉敷市）、倉敷営業所、福山営業所、鹿児島営業所、那覇営業所
海外事務所等	台北、シンガポール、デュッセルドルフ、ドバイ、高雄、イスタンブール、アメリカ、ブラジル、香港、オーストラリア、韓国、北京、上海、広州、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、インド、ベトナム

(注) 海外事務所等には、現地法人も含めて記載しております。

なお、その他主要な関係会社の本店所在地につきまして、後記（9）重要な子会社等の状況（51頁～53頁）に記載いたしております。

(8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

当社、各事業会社および連結子会社の従業員の状況は、以下のとおりであります。

① 当社および連結子会社の従業員数

	従業員数（名）
当社	41
鉄鋼事業（JFEスチール株式会社およびその連結子会社）	44,975
エンジニアリング事業（JFEエンジニアリング株式会社およびその連結子会社）	9,569
商社事業（JFE商事株式会社およびその連結子会社）	7,498
合計	62,083

② 当社および各事業会社（JFEスチール株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、JFE商事株式会社）の従業員の状況

	従業員数（名）（前期末比）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
当社	41（1名増）	44.2	22.2
JFEスチール株式会社	15,677（99名増）	38.7	16.3
JFEエンジニアリング株式会社	3,847（95名増）	43.5	13.6
JFE商事株式会社	974（19名増）	38.2	12.1

(注) 当社の平均勤続年数の算定にあたり、各事業会社からの出向者については、それぞれの会社での勤続年数を通算いたしております。

(9) 重要な子会社等の状況 (2019年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
■ 鉄鋼事業				
J F E スチール株式会社	東京都千代田区	鉄鋼製品の製造・販売	239,644	100.0
J F E 条 鋼 株 式 会 社	東 京 都 港 区	形鋼、鉄筋棒鋼製品の製造・販売	30,000	※100.0
J F E ケミカル株式会社	東京都台東区	化学製品の製造・販売	6,000	※100.0
J F E 建 材 株 式 会 社	東 京 都 港 区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※97.4
J F E 鋼 板 株 式 会 社	東京都品川区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※100.0
ジ ェ コ ス 株 式 会 社	東京都中央区	建設仮設材の賃貸・販売	4,397	※62.0
J F E 物 流 株 式 会 社	東京都千代田区	各種運送事業、倉庫業	4,000	※89.1
J F E コンテナー株式会社	東京都千代田区	各種容器類の製造・販売	2,365	※59.6
J F E シビル株式会社	東京都台東区	土木建築工事の請負	2,300	※100.0
J F E ミネラル株式会社	東 京 都 港 区	鉱業・鉱製品の製造・加工・販売、 鉄鋼スラグ製品・機能素材の製造・販売	2,000	※100.0
J F E ライフ株式会社	東京都台東区	不動産業、保険代理業、各種サービス業	2,000	※100.0
J F E プラントエンジニア株式会社	東京都台東区	機械装置の製造・販売、電気工事、 電気通信工事、設備管理・建設工事の請負	1,700	※100.0
J F E システムズ株式会社	東 京 都 港 区	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,390	※67.7
水 島 合 金 鉄 株 式 会 社	岡山県倉敷市	合金鉄の製造・販売	1,257	※100.0
J F E 継 手 株 式 会 社	大阪府岸和田市	鋼管継手の製造・販売	958	※86.6
J F E 鋼 材 株 式 会 社	東京都中央区	鋼板剪断、溶断加工、鋼材販売	488	※100.0
J F E 溶接鋼管株式会社	東京都中央区	電縫鋼管の製造・販売	450	※100.0
JFEスチール・オーストラリア・ リソーシズ・プロプライタリー ・リミテッド	オーストラリア ブリスベン	オーストラリアにおける炭鉱・鉄鉱石鉱山事業 への投資	百万豪ドル 460	※100.0
フィリピン・シンター・ コーポレーション	フィリピン マニラ	焼結鉱の製造・販売	百万フィリピンペソ 1,881	※100.0
JFEスチール・ガルバナイジング (タイランド)・リミテッド	タ イ ラ ヨ ン	溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万タイバーツ 4,362	※100.0

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
■ エンジニアリング事業				
J F E エンジニアリング株式会社	東京都千代田区	エンジニアリング事業	10,000	100.0
J F E 環 境 株 式 会 社	横 浜 市	総合リサイクル事業	650	※100.0
■ 商社事業				
J F E 商 事 株 式 会 社	東京都千代田区	鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、化学製品・石油製品、資機材等の国内取引および輸出入取引	14,539	100.0
J F E 商 事 鉄 鋼 建 材 株 式 会 社	東京都千代田区	建材製品、土木・建築用資材の販売および金属加工業、土木・建築工事および各種工事	1,500	※100.0
J F E 商 事 鋼 管 管 材 株 式 会 社	東京都千代田区	鋼管・管材製品の販売	500	※100.0
J F E 商 事 薄 板 建 材 株 式 会 社	東京都千代田区	鋼板・建材製品の販売	400	※100.0
JFE商事・トレード・アメリカ・インク	米 国 ロサンゼルス	鉄鋼製品、製鉄原材料、食品等の輸出入取引および国内取引	百万米ドル 21	※100.0
J F E 商 事 ・ ト レ ー ド (タイランド) リミテッド	タ イ バ ン コ ッ ク	鉄鋼製品、製鉄原材料、資機材等の輸出入取引および国内取引	百万タイバツ 20	※100.0
ケリー・パイプ・カンパニー・LLC	米 国 サンタフェスプリングス	鋼管の販売	—	※100.0

・当期より、重要な子会社の記載基準を見直しております。

・JFE環境株式会社は、2019年4月1日に同社を存続会社として東京臨海リサイクルパワー株式会社と合併し、同日、J&T環境株式会社に商号変更いたしました。

・当期における連結子会社は、上記各社を含め313社であります。

② 重要な関連会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
■ 鉄鋼事業				
日伯ニオブ株式会社	東京都千代田区	ブラジルにおけるニオブ鉱山事業への投資	37,272	※25.0
瀬戸内共同火力株式会社	広島県福山市	火力発電事業	5,000	※50.0
品川リフラクトリーズ株式会社	東京都千代田区	各種耐火物の製造・販売、築炉工事の請負	3,300	※34.1
日本 鑄 造 株 式 会 社	川 崎 市	鑄鋼品等の製造・販売	2,627	※34.0
日本 鑄 鉄 管 株 式 会 社	東京都中央区	鑄鉄管等の製造・販売	1,855	※29.3
エヌケーシーシームレス鋼管株式会社	川 崎 市	シームレスパイプの製造・販売	1,595	※49.0
株 式 会 社 エ ク サ	横 浜 市	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,250	※49.0
日伯鉄鉱石株式会社	東京都港区	ブラジルにおける鉄鉱石鉱山事業への投資	100	※19.9
広州 J F E 鋼板有限公司	中 国 広 州	冷延および溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万人民元 3,191	※50.0
タイ・コールド・ロール・スチール・シート・パブリック・カンパニー・リミテッド	タ イ バ ン コ ッ ク	冷延鋼板の製造・販売	百万タイバーツ 4,816	※36.0
カリフォルニア・スチール・インダストリーズ・インク	米 国 フ ォ ン タ ナ	鉄鋼製品の製造・販売	百万米ドル 40	※50.0
J S W スチール・リミテッド	イ ン ド ム ン バ イ	鉄鋼製品の製造・販売	千万インドルピー 301	※15.0
■ エンジニアリング事業				
スチールプランテック株式会社	横 浜 市	製鉄機械等の設計・製作・据付	1,995	※34.0
■ 商社事業				
阪和工材株式会社	大 阪 市	ステンレス製品の加工・販売	1,076	※47.9
■ その他の事業				
ジャパン マリンユナイテッド株式会社	横 浜 市	船舶・艦艇・海洋構造物等の設計、製造、販売、据付、修繕、保守、保全	25,000	45.9

・当期より、重要な関連会社の記載基準を見直しております。

・当期における持分法適用会社等（共同支配事業を含む）は、上記各社を含め67社であります。

③ 特定完全子会社に関する事項 (2019年3月31日現在)

名 称	住 所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
J F E スチール株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	721,736	2,479,150

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

当社および連結子会社の主要な借入先は以下のとおりであります。

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	287,642
株式会社三井住友銀行	149,415
株式会社三菱UFJ銀行	144,891
株式会社日本政策投資銀行	63,031

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)**(1) 株式数**

発行可能株式総数 2,298,000,000株
 発行済株式の総数 614,438,399株
 (うち自己株式数 37,807,870株)

(2) 株主総数

218,589名

(3) 大株主

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	41,770	7.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	32,487	5.6
日本生命保険相互会社	20,821	3.6
株式会社みずほ銀行	13,403	2.3
第一生命保険株式会社	13,127	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	10,479	1.8
東京海上日動火災保険株式会社	8,613	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,075	1.4
J P モルガン証券株式会社	8,066	1.4
J P MORGAN CHASE BANK 385151	7,984	1.4

(注) 上記のほか、当社は自己株式37,807,870株を保有いたしており、持株比率の算定においては自己株式を除いて算出いたしております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	はやし だ せい じ 林 田 英 治	公益財団法人JFE21世紀財団理事長
代 表 取 締 役	かき ぎ こう じ 柿 木 厚 司	JFEスチール株式会社代表取締役社長
代 表 取 締 役	おか だ しん いち 岡 田 伸 一	JFEスチール株式会社取締役 公益財団法人JFE21世紀財団専務理事
取 締 役	お だ なお すけ 織 田 直 祐	JFE商事株式会社代表取締役社長
取 締 役	おお した はじめ 大 下 元	JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長
取 締 役	よし だ まさ お 吉 田 政 雄	古河電気工業株式会社特別顧問 古河機械金属株式会社社外取締役 東京センチュリー株式会社社外取締役
取 締 役	やま もと まさ み 山 本 正 己	富士通株式会社取締役会長
取 締 役	け もり のぶ まさ 家 守 伸 正	住友金属鉱山株式会社相談役 長瀬産業株式会社社外取締役
監 査 役 (常 勤)	つ むら しょう た ろう 津 村 昭 太 郎	JFEエンジニアリング株式会社監査役 JFE商事株式会社監査役
監 査 役 (常 勤)	はら のぶ や 原 伸 哉	JFEスチール株式会社監査役
監 査 役	おお や ぎ しげ お 大 八 木 成 男	帝人株式会社相談役 KDDI株式会社社外取締役 株式会社三菱UFJ銀行社外取締役
監 査 役	き いき いさお 佐 長 功	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー弁護士
監 査 役	ぬま がみ つよし 沼 上 幹	一橋大学理事・副学長

(注) 1. 2019年4月1日付で、取締役の地位が次のとおり変更となりました。

氏 名	異動後の地位	異動前の地位
柿木厚司	代表取締役社長	代 表 取 締 役
林田英治	取 締 役	代 表 取 締 役 社 長
岡田伸一	取 締 役	代 表 取 締 役

2. 取締役林田英治氏は、2019年3月31日付で、公益財団法人JFE21世紀財団理事長を退任いたしました。
3. 取締役柿木厚司氏は、2019年4月1日付で、JFEスチール代表取締役社長を退任いたしました。また、同氏は2019年4月1日付で、公益財団法人JFE21世紀財団理事長に就任いたしました。
4. 取締役岡田伸一氏は、2019年4月1日付で、JFEスチール株式会社取締役を退任いたしました。また、同氏は2019年3月31日付で、公益財団法人JFE21世紀財団専務理事を退任いたしました。
5. 取締役吉田政雄、山本正巳および家守伸正の3氏は、社外取締役であります。
6. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任年月日
取 締 役	前 田 正 史	2018年6月21日
監 査 役	伊 丹 敬 之	2018年6月21日

7. 監査役津村昭太郎氏は、2019年4月1日付で、JFEエンジニアリング株式会社監査役およびJFE商事株式会社監査役を退任いたしました。
8. 監査役大八木成男氏は、2018年6月19日付で、株式会社リクルートホールディングス社外取締役を退任し、2018年6月20日付で、帝人株式会社取締役相談役を退任し相談役となりました。また同氏は、2018年6月20日付で、KDDI株式会社社外取締役に、2018年6月27日付で、株式会社三菱UFJ銀行社外取締役に就任いたしました。
9. 監査役原伸哉氏は、JFEスチール株式会社における経営企画、経理・財務関連の業務および当社における経理関連の業務を通じて財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役沼上幹氏は、経営戦略をはじめ企業経営全般について幅広く研究しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 監査役大八木成男、佐長功および沼上幹の3氏は、社外監査役であります。
11. 取締役吉田政雄、山本正巳および家守伸正、監査役大八木成男、佐長功および沼上幹の6氏は株式会社東京証券取引所等が定める独立役員要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。また、当社は、6氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。
12. 2019年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	分 担
社 長	林 田 英 治	CEO (最高経営責任者)
副 社 長	岡 田 伸 一	CFO (最高財務責任者) 総務部、企画部、IR部および 財務部の統括
常 務	藤 原 弘 之	総務部および企画部の担当
常 務	田 中 利 弘	IR部および財務部の担当

13. 2019年4月1日付で執行役員の地位および分担が次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	分 担
社 長	柿 木 厚 司	CEO (最高経営責任者)
副 社 長	寺 畑 雅 史	CFO (最高財務責任者) 総務部、企画部、IR部および 財務部の統括
専 務	藤 原 弘 之	総務部および企画部の担当
専 務	田 中 利 弘	IR部および財務部の担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社はすべての社外取締役およびすべての監査役と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

	人 員	報酬等の額
取 締 役	9名	336,712千円
監 査 役	6名	113,302千円

(注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。

2. 報酬等の額のうち、社外役員8名の報酬等の合計額は73,847千円であります。

3. 報酬等の額には、当期に費用計上した取締役賞与金総額47,050千円および取締役に対する株式報酬の額28,182千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先は55頁に記載のとおりであります。

なお、各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における活動状況

・取締役 吉田政雄

取締役会12回のすべてに出席し、幅広い素材技術を核とした製造業経営の豊富な経験やグローバル経営の推進などに関する幅広い見識に基づき、適宜発言しております。

・取締役 山本正巳

取締役会12回のすべてに出席し、ICTに関する豊富な知識やグローバル経営の推進などに関する幅広い見識に基づき、適宜発言しております。

・取締役 家守伸正

2018年6月21日の就任以来、取締役会9回のすべてに出席し、幅広い事業と企業経営の豊富な経験および金属材料についての深い学識に基づき、適宜発言しております。

・監査役 大八木成男

取締役会12回のすべてと、監査役会19回のうち18回に出席し、多岐にわたる事業とグローバル企業経営の豊富な経験およびコーポレートガバナンスの強化に取り組まれた経験に基づき、適宜発言しております。

・監査役 佐長 功

取締役会12回のすべてと、監査役会19回のすべてに出席し、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い見識から、適宜発言しております。

・監査役 沼上 幹

2018年6月21日の就任以来、取締役会9回のすべてと、監査役会13回のすべてに出席し、企業の経営戦略や組織のあり方についての深い学識や大学経営に参画された経験に基づき、適宜発言しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付でEY新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

13,792千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

596,136千円

③②のうち、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

541,574千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載いたしております。
3. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務等の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記に準じる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましては、株主の皆様が、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断する必要があると認識しております。そのために、大規模買付者および当社取締役会の双方から、株主の皆様に迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することといたします。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、長期的な観点に立って、企業価値および株主共同の利益の向上に誠実に努めることを経営の基本姿勢としております。

純粋持株会社である当社は、グループの一元的なガバナンスの中心にあって、全グループの戦略策定機能を担うとともに、リスク管理と対外説明責任を果たすなどグループの中核としての業務を遂行しています。透明性の高い経営をめざして、取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役とする方針の下、取締役8名のうち3名を独立した社外取締役としております。また、監査役5名のうち3名を社外監査役としております。コーポレートガバナンス基本方針の制定、指名委員会・報酬委員会の設置、取締役会の実効性評価、中長期業績に連動した役員株式報酬制度の導入などを通じ、ガバナンスの強化にも取り組んできました。

当社の傘下には、世界トップクラスの鉄鋼一貫メーカーであるJFEスチール株式会社をはじめ、JFEエンジニアリング株式会社、JFE商事株式会社の3つの事業会社がそれぞれの事業特性に鑑み最適な事業運営を行い、競争力の強化と収益力の拡大を図っています。鉄鋼業における世界最高水準の製造実力やコスト競争力、グループ全体のシナジーを活かした開発、優れた人的資本など、長年の経営努力と継続的な投資によって蓄積された企業価値の源泉を最大限に活かし、地球環境保全に役立つ技術開発等を含め長期的な視野に立った様々な施策を地道に継続していくことが当社の企業価値の向上と持続的な成長に資するものと考えます。2018年4月に公表した「JFEグループ第6次中期経営計画」で掲げた国内

製造実力の強靱化や海外事業の推進、ESG課題への取り組み等も着実に実行していきます。

さらに、お客様・株主の皆様・取引先・従業員・地域社会等、全てのステークホルダーの皆様からご支持とご協力がいただけるよう努力してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2007年3月1日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」（以下「対応方針」という。）の導入を決定し、同年およびその後の対応方針の有効期限である2年ごとの定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しておりましたが、2017年6月23日開催の定時株主総会において、対応方針を一部変更（以下、変更後の当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を「本方針」という。）のうえ継続することについて株主の皆様のご承認をいただきました。

本方針により、具体的には、議決権割合20%以上の当社株式を取得しようとする大規模買付者に対し、大規模買付行為完了後の経営方針および事業計画等の提示を事前に求めます。その後一定期間、当社取締役会は、大規模買付者が本方針に基づくルールを遵守したか否か、あるいは、当該提案内容が当社に回復しがたい損害をもたらすことがないか、企業価値、株主共同の利益を著しく損なうことがないか、という観点から評価、検討を行い、取締役会としての意見を開示するとともに、大規模買付者と交渉したり、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示したりすることがあります。また、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置し、特別委員会が大規模買付行為を抑止するための措置の発動を勧告した場合には、それを最大限尊重した上で、外部専門家の意見も参考にしつつ、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置の発動を行なうことがあります。さらに、本方針所定の場合には、対抗措置の発動の是非について株主の皆様のご意思を確認する手続きを行ないます。

(4) 上記の取り組みが、上記基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、会社役員地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本方針は、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、株主の皆様迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することにより、株主の皆様が、当該大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断することを

担保するためのものです。また、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の判断における透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置しております。さらに、本方針所定の場合には大規模買付行為に対する対抗措置の発動是非について株主意思確認手続きを実施し、株主の皆様の意思を確認させていただくことができるものとしていることに加え、本方針の継続については一昨年の定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただいております。

従って、上記基本方針に沿った内容であり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(注) 本事業報告中の表示数値未満の端数の取り扱いは、金額および株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入といたしております。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取り組み

当社は、当社およびJFEグループが、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現し、企業理念を実践するために最良のコーポレートガバナンスを追求しその更なる充実を図ることに努めており、2015年10月に「JFEホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」(以下「本基本方針」という)を制定いたしました。本基本方針および当社のコーポレートガバナンス体制の概要は以下のとおりです。なお、本基本方針の全文は当社ホームページ(アドレス<https://www.jfe-holdings.co.jp/>)に掲載いたしております。

当社およびグループのコーポレートガバナンス体制

グループの体制

- ・ JFEグループは当社をグループの中核たる純粋持株会社とするグループ体制を採用しています。
- ・ 持株会社である当社はグループの一元的なガバナンスの中心にあって、全グループの戦略機能を担い、全グループのリスク管理と対外説明責任を負うスリムなグループの中核としての業務を遂行します。
- ・ 各事業会社は、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制により事業を推進し、競争力の強化と収益力の拡大を図ります。
- ・ 持株会社と事業会社が各々その責務を果たすことにより、株主はじめ全てのステークホルダーにとっての中長期的な企業価値の最大化に努めます。

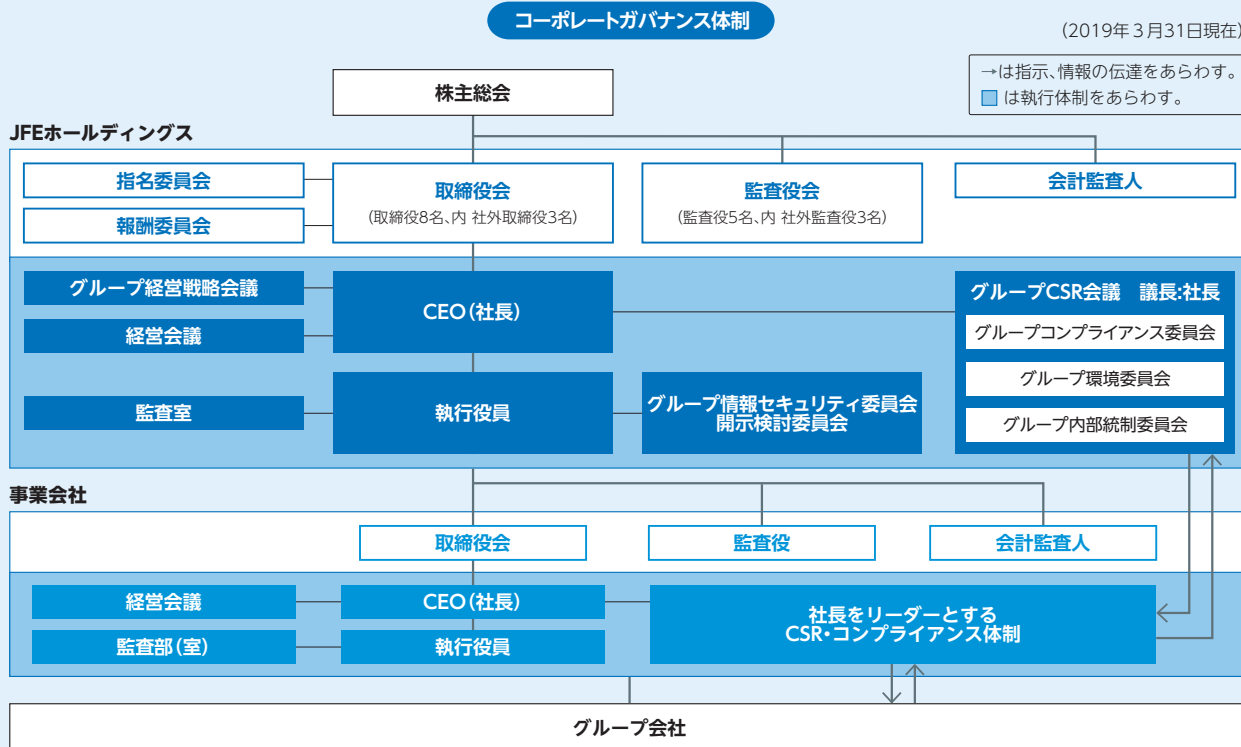
当社の体制

- ・ 取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行います。
- ・ 監査役会設置会社として、監査役および監査役会が職務執行状況等の監査を実施します。
- ・ 経営の重要な意思決定および監督と、業務執行を分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用しております。
- ・ 取締役会の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置しております。

取締役会

機能と役割

- ・ 当社の取締役会は、法令、定款および取締役会規則等の当社規程に従い、グループの経営計画や経営の基本方針を含む経営の重要な意思決定を行います。
- ・ 業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督を行います。
- ・ 当社およびJFEグループ各社に関わる事項について、社内規程により明確な基準による決定権限および決定手続を定めます。
- ・ 重要な事項については、当該定めに従って当社グループ経営戦略会議・経営会議による審議および当社取締役会での決定を行います。
- ・ 取締役会規則で定める重要な業務執行の決定以外の決定は、意思決定を迅速に行うため、原則としてその権限を当該業務を担当する執行役員に委譲します。



取締役会の構成・取締役候補者の選任方針

構成に関する考え方

- ・ 当社の取締役会は、様々な知識、経験および能力を有する者により構成し、員数を12名以内とし、うち独立社外取締役の割合を取締役の3分の1以上とすることを目指します。

選任方針

- ・ 社内取締役は、当社または各事業会社において経営に携わるなどの方法を通じ、事業に関する深い理解と知見を有する者の中から、グループ全体の経営の意思決定および業務執行の監督を担うに相応しい見識を持った人物を選任します。
- ・ 社外取締役はグローバル企業の経営者としての豊富な経験あるいは有識者としての深い知見を有する者等の中から、ガバナンス強化の役割を担い、当社の独立性基準を満たす人物を独立社外取締役として複数名選任します。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取り組み

監査役・監査役会

機能と役割

- ・当社の監査役は、会社の独立した機関として、取締役の職務執行を監査することにより、会社の健全で持続的な成長の確保と社会的信頼の向上に努めます。
- ・職務の適切な遂行のため、取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて意見を述べます。
- ・子会社の取締役等との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めます。
- ・監査役は、監査役会を通じて、職務上知り得た重要な情報を、他の監査役と共有するように努めるとともに、他の監査役との意見交換を通じて、適正な監査を実行します。
- ・常勤監査役は、重要会議への出席のほか業務・財産状況の調査等を通じて情報収集に努めるとともに、積極的に監査環境の整備に努めます。
- ・社外監査役は、監査の体制および機能の中立性、独立性を一層高めることを意識し、より大所高所の視点から監査します。
- ・監査役および監査役会は、法令に定められた権限を適切に行使することにより、監査の実効性を高めるように努めます。

監査役会の構成・監査役候補者の選任方針

構成に関する考え方

- ・当社の監査役は、財務・会計に関する十分な知見を有する者を含み、その員数を6名以内とし、その半数以上は社外監査役とします。

選任方針

- ・社内監査役は、当社または各事業会社において経営または監査に携わるなどの方法を通じ、事業に関する深い理解と知見を有する者の中から、取締役の職務の執行の監査を的確、公正に行うことができる知識および経験を持ち、監査機能を担うに相応しい見識を持った人物を選任します。
- ・社外監査役は、グローバル企業の経営者としての豊富な経験あるいは有識者としての深い知見を有する者等の中から、監査機能の充実の役割を担い、当社の独立性基準を満たす人物を独立社外監査役として複数名選任します。

グループCSR体制

CSRに対する考え方

- ・JFEグループは、社会を構成する一員として企業の責任を自覚し、より良い社会の構築に向けて企業の社会的責任（CSR）を果たしていくことを経営の根幹に据え、その取り組みを強化しています。

CSR推進体制

- ・「JFEグループCSR会議」ならびにそのもとに設置されるグループコンプライアンス委員会、グループ環境委員会およびグループ内部統制委員会の各委員会において、コンプライアンス、環境、人事労働、安全・防災、内部統制など多岐にわたる範囲を対象として、JFEグループのCSRへの取り組みについて審議、監督、情報共有等を行っています。

指名委員会および報酬委員会

- ・2015年10月に、取締役等の人事および報酬について、公正性、客観性および透明性を担保すべく、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置しました。
- ・指名委員会および報酬委員会は、それぞれ委員の過半数を社外役員で構成し、委員長はいずれも社外役員の中から決定しております。
- ・2018年度は指名委員会を6回、報酬委員会を3回開催しております。

なお、各委員会の構成は以下のとおりです。

(2019年3月31日現在)

指名委員会

委員長	山本 正巳	取締役 (社外)
委員	吉田 政雄	取締役 (社外)
委員	大八木成男	監査役 (社外)
委員	沼上 幹	監査役 (社外)
委員	林田 英治	取締役 (社内)
委員	柿木 厚司	取締役 (社内)

報酬委員会

委員長	家守 伸正	取締役 (社外)
委員	山本 正巳	取締役 (社外)
委員	大八木成男	監査役 (社外)
委員	佐長 功	監査役 (社外)
委員	林田 英治	取締役 (社内)
委員	柿木 厚司	取締役 (社内)

また、第17回定時株主総会以降は、各委員会は以下の構成とすることを予定しております。

指名委員会

委員	吉田 政雄	取締役 (社外)
委員	山本 正巳	取締役 (社外)
委員	大八木成男	監査役 (社外)
委員	沼上 幹	監査役 (社外)
委員	柿木 厚司	取締役 (社内)
委員	北野 嘉久	取締役 (社内)

報酬委員会

委員	山本 正巳	取締役 (社外)
委員	家守 伸正	取締役 (社外)
委員	大八木成男	監査役 (社外)
委員	佐長 功	監査役 (社外)
委員	柿木 厚司	取締役 (社内)
委員	寺畑 雅史	取締役 (社内)

以上

連結計算書類<国際財務報告基準 (IFRS)>

連結財政状態計算書 (2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	1,988,658	流 動 負 債	1,325,938
現金及び現金同等物	82,288	営業債務及びその他の債務	584,939
営業債権及びその他の債権	754,679	社債、借入金及びリース債務	329,400
契 約 資 産	124,039	契 約 負 債	59,060
棚 卸 資 産	917,812	未 払 法 人 所 得 税 等	16,399
未 収 法 人 所 得 税	19,076	引 当 金	14,336
そ の 他 の 金 融 資 産	4,471	そ の 他 の 金 融 負 債	99,097
そ の 他 の 流 動 資 産	86,290	そ の 他 の 流 動 負 債	222,705
非 流 動 資 産	2,720,543	非 流 動 負 債	1,391,503
有 形 固 定 資 産	1,835,229	社債、借入金及びリース債務	1,194,478
の れ ん	4,445	退 職 給 付 に 係 る 負 債	133,999
無 形 資 産	82,567	引 当 金	30,438
投 資 不 動 産	59,425	繰 延 税 金 負 債	3,550
持分法で会計処理されている投資	315,064	そ の 他 の 金 融 負 債	17,140
退 職 給 付 に 係 る 資 産	16,380	そ の 他 の 非 流 動 負 債	11,895
繰 延 税 金 資 産	36,609	負 債 合 計	2,717,442
そ の 他 の 金 融 資 産	360,133	(資 本)	
そ の 他 の 非 流 動 資 産	10,686	親会社の所有者に帰属する持分	1,926,337
資 産 合 計	4,709,201	資 本 金	147,143
		資 本 剰 余 金	646,793
		利 益 剰 余 金	1,241,420
		自 己 株 式	△180,670
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	71,650
		非支配株主持分	65,422
		資 本 合 計	1,991,759
		負債及び資本合計	4,709,201

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	3,873,662
売 上 原 価	△3,328,475
売 上 総 利 益	545,186
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△357,323
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	42,685
そ の 他 の 収 益	30,877
そ の 他 の 費 用	△29,355
事 業 利 益	232,070
減 損 損 失	△10,252
営 業 利 益	221,818
金 融 収 益	2,083
金 融 費 用	△14,588
税 引 前 利 益	209,313
法 人 所 得 税 費 用	△39,488
当 期 利 益	169,825
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	163,509
非 支 配 持 分	6,315
当 期 利 益	169,825

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前利益	209,313
減価償却費及び償却費	196,243
引当金の増減額(△は減少)	△23
受取利息及び受取配当金	△10,627
支払利息	13,648
営業債権及びその他の債権の増減額(△は増加)	2,533
棚卸資産の増減額(△は増加)	△82,525
営業債務及びその他の債務の増減額(△は減少)	19,691
その他	△669
小計	347,585
利息及び配当金の受取額	19,014
利息の支払額	△12,606
法人所得税の支払額	△85,741
営業活動によるキャッシュ・フロー	268,251
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の取得による支出	△312,578
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の売却による収入	488
投資の取得による支出	△8,394
投資の売却による収入	6,889
その他	243
投資活動によるキャッシュ・フロー	△313,351
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	18,752
コマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)	77,000
長期借入れによる収入	213,499
長期借入金の返済による支出	△200,487
社債の発行による収入	30,000
社債の償還による支出	△15,000
自己株式の取得による支出	△1,627
親会社の所有者への配当金の支払額	△54,640
その他	△15,614
財務活動によるキャッシュ・フロー	51,882
現金及び現金同等物の為替変動による影響	388
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	7,170
現金及び現金同等物の期首残高	75,117
現金及び現金同等物の期末残高	82,288

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

(ご参考)セグメント情報(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 報告セグメントの概要

当社グループは、持株会社である当社のもと、「JFEスチール(株)」、「JFEエンジニアリング(株)」、および「JFE商事(株)」の3つの事業会社をおき、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制をとっております。

当社グループの報告セグメントは、事業会社(連結ベース)を単位としたそれらに属する製品・サービス別により識別されております。

各報告セグメントに属する製品およびサービスは、「鉄鋼事業」は各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業、「エンジニアリング事業」はエネルギー、都市環境、鋼構造、産業機械等に関するエンジニアリング事業、リサイクル事業および電力小売事業、「商社事業」は鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、食品等の仕入、加工および販売であります。

2 報告セグメントに関する情報

当社グループは、セグメント利益に基づきセグメントの業績を評価しております。セグメント利益は、税引前利益から金額に重要性のある一過性の項目を除いた利益となっております。

セグメント間の取引は、市場価格等に基づいております。

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連 結 財務諸表 計上額
	■ 鉄鋼	■ エンジニア リング	■ 商社	計		
売上収益						
外部顧客への売上収益	2,441,696	471,673	960,292	3,873,662	—	3,873,662
セグメント間の売上収益	388,953	14,142	165,568	568,663	△568,663	—
合計	2,830,649	485,815	1,125,861	4,442,326	△568,663	3,873,662
セグメント利益	161,383	20,104	35,761	217,250	2,315	219,566
減損損失						△10,252
税引前利益						209,313
セグメント資産	3,951,109	416,079	756,258	5,123,448	△414,246	4,709,201
その他の項目						
減価償却費及び償却費	182,343	7,878	6,020	196,241	2	196,243
減損損失	△9,736	△470	△44	△10,252	—	△10,252
金融収益	1,451	141	717	2,311	△228	2,083
金融費用	△11,399	△701	△2,885	△14,986	398	△14,588
持分法による投資損益(△は損失)	38,777	1,351	1,075	41,205	1,480	42,685
持分法で会計処理されている投資	268,568	10,415	13,814	292,798	22,265	315,064
資本的支出	306,285	11,648	11,571	329,504	1	329,505

計算書類<日本基準>

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	474,527	流 動 負 債	348,941
現金及び預金	5,678	短期借入金	100,546
営業未収入金	939	コマーシャル・ペーパー	83,000
短期貸付金	438,598	未払金	9,963
その他	29,310	未払費用	1,304
固 定 資 産	2,004,623	未払法人税等	20
有形固定資産	1	預り金	154,105
工具、器具及び備品	1	固 定 負 債	1,101,876
無形固定資産	7	社債	110,000
商標権	7	長期借入金	990,749
投資その他の資産	2,004,614	取締役・執行役員株式給付引当金	31
関係会社株式	901,988	執行役員退職慰労引当金	19
出資金	3	その他	1,076
長期貸付金	1,102,149	負 債 合 計	1,450,817
長期前払費用	16	(純資産の部)	
繰延税金資産	452	株 主 資 本	1,029,068
その他	4	資本金	147,143
資 産 合 計	2,479,150	資本剰余金	772,574
		資本準備金	772,574
		利益剰余金	194,489
		その他利益剰余金	194,489
		繰越利益剰余金	194,489
		自 己 株 式	△85,138
		評価・換算差額等	△735
		繰延ヘッジ損益	△735
		純 資 産 合 計	1,028,332
		負債純資産合計	2,479,150

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	103,928	
金 融 収 益	9,721	
経 営 管 理 料	2,869	116,518
営 業 費 用		
金 融 費 用	9,794	
一 般 管 理 費	2,490	12,285
営 業 利 益		104,233
経 常 利 益		104,233
税引前当期純利益		104,233
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		107
法 人 税 等 調 整 額		△3
当 期 純 利 益		104,128

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
代表取締役社長 柿木 厚司 殿

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 島 康 晴 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 裕 輔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 芳 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稻 吉 崇 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
代表取締役社長 柿木 厚司 殿

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 島 康 晴 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 裕 輔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 芳 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稻 吉 崇 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程ならびに監査計画および職務の分担等に従い、取締役および執行役員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく体制（内部統制体制）の整備・運用状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役および執行役員等ならびにEY新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イおよびロに掲げる事項）については、その内容について確認いたしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役および執行役員等ならびに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく各取り組みは、同方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤) 津 村 昭太郎 ㊟

監査役(常勤) 原 伸 哉 ㊟

社外監査役 大八木 成 男 ㊟

社外監査役 佐 長 功 ㊟

社外監査役 沼 上 幹 ㊟

以 上

第17回定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

帝国ホテル 本館2階 孔雀の間

T E L 03(3504)1111(代表)

※午前9時開場を予定しております。

下車駅

JR 山手線・京浜東北線
地下鉄 東京メトロ日比谷線・千代田線・都営三田線
都営三田線
東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線

有楽町駅 徒歩5分

日比谷駅 徒歩3分

内幸町駅 徒歩3分

銀座駅 徒歩5分



お知らせ

- ご出席いただきました皆様へのおみやげはご用意いたしておりません。予めご了承賜りますようお願い申し上げます。
- 会場には、駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- 本総会会場は禁煙となっておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧
いただけます。
<https://s.srdb.jp/5411/>



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。